

1998年2月3日

「組織的な犯罪に対処するための 刑事法要綱骨子」に関する意見書

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案要綱骨子」，「刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱骨子」，「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案要綱骨子」に対する意見書

日本弁護士連合会

目 次

第一	はじめに	1
第二	立法事実に関して	3
一	立法事実・目的についての法務省の説明	3
二	立法事実等に関して	3
第三	諮問事項、各法律案要綱骨子の問題点	4
一	諮問事項の各項目、各法律案要綱骨子の関連性	4
二	組織的な犯罪の処罰等（諮問事項第一、第三の一部、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案要綱骨子」第一の一、第二）	4
1	組織的な犯罪の刑の加重規定	4
2	加重対象犯罪の量刑の事情	5
3	現行刑法の法定刑と法律案要綱骨子第二、一に掲げられた罪	5
4	構成要件の明確性	5
5	組織性ある犯罪の違法性	6
6	団体と個人の関係	6
7	団体助成罪	6
8	組織的な犯罪の刑の加重規定に関する未遂罪	7
9	犯人蔵匿罪等の刑の加重	7
10	殺人予備罪の刑の加重等	7
11	犯行供用物件等の没収	7
12	組織的な犯罪の処罰等に関する評価（結論）	8
三	犯罪収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為等の処罰及び犯罪収益等の没収等（諮問第二、第三、第六、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案要綱骨子」第一の二ないし五、第三ないし第八）	8
1	麻薬特例法マネーロンダリング罪の運用実態の解明の必要性	8
2	前提犯罪について	8
3	麻薬特例法と同様の問題	9
4	麻薬特例法以上に拡大している問題点	10
5	「犯罪収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為等の処罰及び犯罪収益等の没収」「没収に関する手続」「保全手続」「疑わしい取引の届出」「没収及び追徴の裁判及び保全についての国際共助手続」「没収と滞納処分と手続の調整」に対する評価（結論）	13
四	令状による通信の傍受（諮問第四、「刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱骨子」第一及び「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案要綱骨子」）	14
1	憲法上の問題点と盗聴の本質	14
2	憲法31条、35条との係り	14

3	盗聴の必要性について	15
4	法律案要綱骨子による通信の傍受規定の問題点	15
5	結論（通信の傍受規定に関する評価）	30
五	証人の保護（諮問第五，刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱骨子第二）	31
1	法律案要綱骨子の規定概要	31
2	証人等保護規定の必要性・緊急性	31
3	被告人の証人審問権の侵害	31
4	法律案要綱骨子の規定文言の問題	32
5	証人等の保護の規定の評価（結論）	32

資料

1	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案要綱骨子	35
2	刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱骨子	46
3	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案要綱骨子	47

「組織的な犯罪に対処するための刑事法要綱骨子」 についての意見書

第一 はじめに

1996年10月8日法務大臣は、「最近における組織的な犯罪の実情にかんがみ、早急に、この種の犯罪に対処するため刑事の実体法及び手続法を整備する必要があると思われるので、別紙の事項に関して、その整備要綱の骨子を示されたい」（諮問第42号）と法制審議会に諮問した。

諮問事項は次のとおりである。

第一 組織的な犯罪に関する刑の加重等

一 一定の組織的な犯罪の刑の加重

犯罪実行のための組織を作り又は団体の不正な権益に関連した犯罪（以下「組織的な犯罪」という。）に該当する一定の罪（例えば、賭博開張図利、殺人、逮捕監禁、強要、詐欺、恐喝等）につき、その刑を加重すること。

二 組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等の刑の加重

組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等、証拠隠滅等及び証人等威迫の罪につき、その刑を加重すること。

三 予備罪の刑の加重及び新設

組織的な犯罪に該当する殺人の罪につき予備罪の刑を加重し、組織的な犯罪に該当する営利目的等略取及び誘拐の罪につき予備罪を設けること。

第二 犯罪収益等による事業経営の支配等の処罰

一定の罪（例えば、財産上の不正な利益を得る目的で犯した死刑又は無期若しくは長期5年以上の懲役に当たる罪及び懲役以上の刑に当たる罪であって多額の財産上の不正な利益を生ずることが多いもの）の犯罪行為により得た財産等を犯罪収益等とし、これについて、次の行為を処罰すること。

1 犯罪収益等の出資、貸付け等による影響力を利用して、法人等の事業経営を支配し、又はこれに干渉する行為及び法人等の事業経営を支配し、又はこれに干渉する目的で犯罪収益等の出資、貸付け等をする行為

2 犯罪収益等を隠匿する行為及びこれを收受する行為

第三 没収及び追徴の拡大

一 犯罪収益等の没収及び追徴

犯罪収益等については、その没収の対象を金銭債権に拡大し、その他その没収及び追徴の制度を整備すること。

二 犯行供用物件等の没収

法人等の構成員が法人等の物を組織的な犯罪の犯罪行為の用に供した場合等にその没収を可能にすること。

第四 令状による通信の傍受

一定の罪（例えば、死刑、無期懲役又は無期禁錮に当たる罪、薬物又は銃器に関する罪、略取及び誘拐の罪等）に関連して行われる電話その他の電氣的通信を傍受する制度を設けること。

第五 証人等の保護

証拠の閲覧及び証人尋問に際して、証人等の氏名、住居等、その他特定に関する事項の取扱いにつき、証人等の安全に配慮する措置を講じること。

第六 没収に関する手続等

第三の一の没収の範囲の拡大に伴い、必要な手続等を整備すること。

法制審議会は、これを受けて、同年10月8日に開かれた第120回会議において、審議を法制審議会刑事法部会にゆだね、同部会は、同年10月21日から前後15回にわたる実質審議を重ね、翌1997年7月18日に「組織的な犯罪に対処するための刑事法整備要綱骨子（案）」を取り纏めた。

その後、法制審議会は、同年9月10日、この「組織的な犯罪に対処するための刑事法整備要綱骨子（案）」（以下「要綱骨子」という）を採択し（賛成14、反対3、棄権2）、答申として法務大臣に提出した。

次いで、法務省は上記答申に基づき、同年10月13日までに、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案要綱骨子」「刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱骨子」及び「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案要綱骨子」（本意見書添付資料参照、以下「各法律案要綱」という）を策定し、先に開会された臨時国会に上程すべく、政府、与党3党、野党各党等に、これを提出して「法律案要綱」への確定作業をしてきたが、与党の一角をなす社民党との調整が難航したため、法務省も、改めて現在開会中の通常国会上程に向けた作業を開始している。

「要綱骨子」及びこれに基づく「各法律案要綱骨子」は、いずれも、法制審議会刑事法部会での審議の過程で、法務省刑事局から部会審議の参考素材として提出され、日弁連も1997年5月2日に、意見書を作成し、同年5月23日の第48回定期総会で、その立法化に反対する意見を表明してきた「組織的な犯罪に対処するための刑事法整備要綱骨子に関する事務局参考試案」（以下「参考試案」という）を手直しする形がとられ、修正や追加が施されているが、本質的には、日弁連意見書が参考試案について指摘したものと同様の問題点が多数含まれたままのものとなっている。

ところで、日弁連は、今回の諮問事項について、わが国の刑事法制の根幹に及びかねない内容をもつものであり、とりわけ通信の傍受は憲法上の問題を含め、社会的にも大きな影響を及ぼすものであるから、その是非、あり方は慎重な検討が強く求められることを強調し、その論議は、各界の意見を聞く機会を設けるなどしながら進められ、幅広い合意をもとに要綱骨子の作成作業をすべきことを提案してきた。

法制審議会の刑事法部会においては、法務当局が予定していた1997年（昨年）3月までの答申という審議日程が4か月ほど延長されたり、法学部の設置されている大学等への意見紹介もなされたが、なお国民的な論議が十分になされたとはいえない状況にあり、「要綱骨子」及び前記の「各法律案要綱骨子」は、日弁連の意見書の内容が十分に組み入れられたものともなっていない。

第二 立法事実、立法目的に関して

一 立法事実・目的についての法務省の説明

立法事実、立法目的として法務省から説明されているものは次のとおりである。

- 1 近年、暴力団による薬物・銃器犯罪が増加し、オウム真理教のような大規模な組織的形態による凶悪事犯が発生し、会社等の法人組織を利用した悪徳商法等の大規模な経済事犯があとを絶たない。
- 2 組織的な犯罪は、犯罪収益が巨額であり、その資金が事業活動への投資、犯罪への再投資に使用されている。
- 3 組織的な犯罪の犯行態様は、密行性が高く、近年は、薬物犯罪、銃器取引等は、電話（携帯電話も含む）でのやりとりで動いている。
- 4 犯罪組織の犯罪活動によって、わが国のみならず世界各国において、平穏な市民生活が脅かされ、各国の社会・経済の健全な発展に悪影響が及んでいる。こうした中で、犯罪収益の規制措置など国際的にも協調した対応が強く求められていて、主要国での法制度の整備が進んでいる。
- 5 組織的な犯罪は、犯罪目的実現の確実性が高く、引き起こされる結果が重大であって、その犯行態様がきわめて悪質でかつ密行性が強く、捜査・公訴の維持が困難で、犯罪収益が多額という特質を有している。かかる組織的な犯罪に適切に対処して行く必要がある。そこで今回、違法性が十分評価されていないものを正し、犯罪収益を規制し、従来の捜査方法では対応できないものを手当てし、証人や親族の保護措置をとるため、当面の緊急対策を法制化する。

二 立法事実等に関して

- 1 近年、組織的な犯罪が多発、重大化し、日本社会の発展に悪影響を与えかねない状況となっているか、は慎重に吟味されなければならない。

まずわが国の組織的な犯罪事情が急速に悪化しているか、事実把握が問題となる。

平成8年版犯罪白書はわが国の犯罪情勢を概括して次のように述べている。

「近年の犯罪一般の情勢を見ても全体としては顕著な変動はないことなどに照らせば、我が国は依然として『世界で最も安全な国の一つ』との評価もなされ得るのかもしれない。しかしながら……近年の凶悪事犯の中には前例を見ないほどに残忍・凶悪な様相を呈しているものもあることなど、犯罪の質的变化が見受けられることに加えて、現在の我が国が抱えている政治、経済、教育その他各方面にわたる困難な問題や、不安定な事態などからは、犯罪抑止要因の減少をもたらしかねない社会情勢にあると思われ、今後の犯罪情勢には警戒を要すべき点多い」

犯罪情勢全般としては近年急速に悪化しているということはないというのが犯罪白書の結論である。たしかに白書もいうとおり、オウム事件の発生、銃器犯罪の拡散と凶悪化、少年による覚せい剤事犯の大幅な増加（ただしピークであった昭和57年の約4割の検挙人員）など見逃し得ない犯罪情勢もあり、暴力団の寡占化、広域化が進行し、暴対法以降その活動は潜在化、広範化していることが指摘されている。しかしオウム事件が今後のわが国の犯罪情勢をそのまま示すものとは言えないであろうし、暴力団を始めとする組織犯罪が看過し難いものであるとしても、刑罰の強化等の刑事法での対処ですむ問題ではない。政治・経済のあり方（巷間流布

されている政界・経済界と暴力団の癒着など)を検討し、実態を解明し、総合的に組織犯罪への対処を定め、その中での刑事司法のあるべき途を定める、これが本筋であるべきであろう。国会、政府が暴力団等の組織犯罪の実態を調査、解明し、総合的対策を立案、実施することこそ緊急な課題といえよう。

- 2 国際的組織犯罪に対し国際的な協調が求められていることは確かであるが、政治・経済のあり方、犯罪情勢など国ごとに差があるのであるから、そのとるべき対応策は一律ではあり得ない。1994年12月国連総会で承認された「国際的組織犯罪に対するナポリ政治宣言及び世界行動計画」は、「国際的組織犯罪を防止し、これと闘うための共同戦略の実施」を宣言しつつ、その政治宣言の5で「我々は、組織犯罪の世界的関連を認めながら、その防止及び規制が、国及び地域によって異ならざるを得ず」として、各国の状況に見合った対応を認めている。

麻薬等の薬物犯罪についてはすでに「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(いわゆる麻薬特例法)で資金洗浄罪(マネーロンダリング罪)、不法収益の没収、追徴、保全が規定されていて、わが国としてはこの面では、すでに国際的要請にこたえている。

国際的に要請されている内容を吟味するとともに、それが日本国憲法の諸規定、わが国の法制度に与える影響を勘案して、わが国の対応を決めるべきであろう。

第三 諮問事項、各法律案要綱骨子の問題点

一 諮問事項の各項目、各法律案要綱骨子の関連性

諮問事項の各項目間ないし3つの「法律案要綱骨子」間には、必ずしも関連性がなく(例えば「組織的な犯罪に関する刑の加重」と「通信の傍受」)、今回の立法目的は明瞭ではない。

諮問第42号は「最近における組織的な犯罪の実情にかんがみ、早急に、この種の犯罪に対処するため刑事法の実体法及び手続法を整備する必要があると思われるので」として「組織的な犯罪」に対処するための刑事法の実体法及び手続法を整備を諮問しているが、諮問事項や事務局参考試案では、第一のみが「組織的な犯罪に関する刑の加重」となっていて、一応組織的な犯罪といえる側面をもっているが、第一の一部、第二ないし第六は組織的でないものをも対象としていて、必ずしも組織的な犯罪である必要はないことになっている。これらをひっくるめて「組織的な犯罪に対処するための刑事法」といってよいのか疑問が生じる。

二 組織的な犯罪の処罰等(諮問第一、第三の一部、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案要綱骨子」第一の一、第二)

1 組織的な犯罪の刑の加重規定

法律案要綱骨子第二の一及び二は、「一定の組織的な犯罪の刑の加重」として加重の2類型を掲げている。すなわち、(1)「次の1から11までに掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われたとき、その罪を犯した者」と、(2)「団体に不正権益を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、(1)に掲げる罪(1、2及び9に掲げる罪を除く)を犯した者」を加重することになっている。

2 加重対象犯罪の量刑の事情

法律案要綱骨子第二の一に掲げられている犯罪の場合に現実に刑の言い渡し法定刑の上限に集中してきているといった刑の加重を必要とする事象は生じていない。ここ10年間その傾向に基本的変化はない。現行法のもとでの法定刑では不都合であるとする量刑上の問題は、発生していないのである。

量刑上問題が生じていない現状では、刑を加重する必要性はないといわざるをえない。

3 現行刑法の法定刑と法律案要綱骨子第二、一に掲げられた罪

現行刑法の各罪の構成要件は、包括的で、類別化することなく、殺人なら殺人、窃盗なら窃盗と一くくりに規定し、法定刑の幅もきわめて広く定められている。このような特徴のあるわが国刑法の下で、上記2の量刑の実状にある現時点であえて一部の犯罪を取り出して刑の加重類型を規定する必要はないというべきである。

法律案要綱骨子第二の一に掲げられている若干の罪について個別に検討してみよう。

常習賭博、賭博場開張図利、逮捕及び監禁、強要、身の代金目的略取、威力業務妨害などは、もともとその罪の性質上、組織犯罪を視野にいれて構成要件化されたものであろう。また殺人は、その法定刑の上限が死刑を含んでいるものであって、刑を加重する格別の理由はないというべきである。暴力行為等処罰ニ関スル法律（以下「暴行法」という）第3条に「集団による殺人、集団による強要、集団による威力業務妨害等のための利益の供与、收受」を処罰する規定が置かれているにもかかわらず、暴行法は、集団殺人、集団強要、集団威力業務妨害を処罰する規定を置いていない。これは、殺人、強要、威力業務妨害にはもともと集団によるものも包括して規定されていたから、暴行法にはわざわざ規定する必要性がなかったということを示している証左といえよう。

4 構成要件の明確性

法律案要綱骨子第二の一及び二の構成要件に記載されている「団体」「組織」「不正権益」などは、その定義が一義的でなく、組織的犯罪の加重規定は、構成要件として無限定であり、不明確である。参考試案に「法人その他の団体」とあるように、団体には会社、労働組合、社団法人等も含まれてしまうのである。

これらに関する法律案要綱骨子第一の一、第二の二に規定する定義は次のとおりである。

- ※ 団体「共同の目的を有する多数人の継続的結合体であって、その活動の全部又は一部が組織により反復継続して行われるもの」
- ※ 組織「指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として行動する人の結合体」
- ※ 不正権益「団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であって、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきもの」

上記の定義規定によっても、団体や組織は、目的、性格上の限定はなく、どのような団体、グループ（二人以上であればすべて）も含み得るし、不正権益に関しても、「一定の地域又は分野」「支配力」「その他の不正な行為」「継続的に利益を得る」という規定では、明確な概念とはいふことができない。

5 組織性ある犯罪の違法性

法制審議会の刑事法部会において、法務省刑事局は、今回の2類型のもとになった参考試案の規定に関して、「組織的な犯罪に対処するための刑事法整備要綱骨子に関する事務局参考試案の説明」（以下「説明」という）で、「法人等の団体を作って実行した犯罪やこれに匹敵する程度の組織性のある犯罪は、通常計画性が強度で、これに従って多数人が統一された意思のもとに犯罪を実行するという点で、その目的実現の可能性が著しく高く、また、重大な結果を生じやすい、あるいは、ばく大な不正の利益を生ずることが多い」といい、組織性のある犯罪は違法性が高いとしている。しかしこうした結論を軽々に出してよいかは疑問がある。「法人等の団体」「これに匹敵する組織」というものの組織としての強度、犯罪との結びつきの強さ等を問題とせず、組織性のある犯罪は一般的に違法性が高いということとはできない。個人の犯す犯罪でも計画的で重大な結果を導くものも少なくないからである。

6 団体と個人の関係

法律案要綱骨子第二の一及び二の刑の加重規定は、法人等の団体の犯罪行為を認めそれを処罰するものではなく、あくまでも法人等の団体に係わっている個人の犯罪行為を処罰するものであるというのが法務省刑事局の説明である。個人の犯罪行為を評価するに当たって法人等の団体に係わっていたことをもって通常の刑より重く処罰するというのである。そのうえその犯罪行為は多衆が共同して行なう必要もないとされている。

現在のわが国の刑事法制では、団体との係わりのみによっては刑の加重事由とはしていない。暴行法第1条では「団体若クハ多衆ノ威力ヲ示シ……第208条、第222条又ハ第261条ノ罪ヲ犯シタ」場合に刑法の刑が加重されている。「威力を持った」団体の存在を前提にその威力を外形的に示したことを刑の加重事由としているのであって、「威力を持っている」団体に所属していること、団体のためにしたことのみをもって刑の加重事由とはしていない。「威力を持った」団体に所属しているからといってそこに所属していた者の犯す暴行（刑法第208条）等の罪の加重事由とはしていないのである。団体と個人の係わりをもって一般的に定型的に刑の加重事由とするには、個人が団体と係わっていたということだけではなく、その団体と個人の犯罪行為との結びつきが定型的に違法性を増大させるもの（「威力を示す」など）がなければならないのである。

犯罪行為を行う個人と法人等の団体の結びつきのありかた、それが刑の加重理由になる、違法性を増大させる根拠を明示する必要があるのである。これは個人責任の原則から当然のことといわねばならない。しかるに法律案要綱骨子第二の一及び二ではその点は明示されていない。

7 団体助成罪

法律案要綱骨子第二の二は「犯罪と親和性の高い団体が強化されることは社会にとってきわめて危険」として設けられた規定であり、一種の団体助成罪というべきものである。この罪を犯す者は、団体の構成員に限られない。団体の構成員に限られるのであれば、組織的犯罪の範疇といえなくもないが、この規定は、それとは違って団体所属に係わりなく、団体の意思とも関係なく成立する規定なのである。先に指摘したとおり、きわめてあいまいな概念である「不正権益」を維持する目的を持って、団体との意思疎通の有無に係わりなく犯せば成立する犯罪規定となっている。かかる無限定の規定の新設には賛成し難い。

8 組織的な犯罪の刑の加重規定に関する未遂罪

要綱骨子（参考試案）には、「一定の組織的な犯罪に関する刑の加重等」の項目に、「別表1上欄に掲げる罪につきその未遂を罰する旨定められているときは、1（参考試案では2）の罪につき、その未遂を罰するものとする」という規定が存在したが、法律案要綱骨子にはこの規定が存在しない。以上述べたように、日弁連としてはこのような重罰規定を設けること自体に反対ではあるが、仮に重罰規定を設けるとした場合には、この加重規定の未遂は罰しない趣旨なのか、刑法典の一般規定としての未遂罪として処理する趣旨なのかを判然としない。後者だとした場合は理論的整合性を欠くことにならないかきわめて疑問である。

9 犯人蔵匿罪等の刑の加重

法律案要綱骨子第二の六の犯人蔵匿罪等の刑の加重にも賛成できない。

この加重規定も団体・組織の構成員が犯す場合に限っていないものである。そのうえ蔵匿されるものが行なった犯罪は、「法律案要綱骨子第二の一」に掲げる罪に限定されず、禁固以上の刑の罪であればよいとされている。要するに禁固以上の罪を「法律案要綱骨子第二の一及び二の各本文の形態」で犯した者を蔵匿、隠避等した者は、団体・組織の所属に係わりなく通常の蔵匿等の罪より重く処罰するというのである。しかしながら団体の一員としてあるいは団体の意を受けて犯人蔵匿した時はまだしも、団体に無関係に蔵匿した時も定型的に違法性が高いとは言えず、重く処罰しなければならない格別の事由があるとは言いがたいし、その必要性もないと言わねばならない。

また、犯人蔵匿、証拠隠滅についていえば、法定刑の上限近くの刑が宣告されている例は少ないので、この点からも刑を加重する必要性は低い。ただし、証人威迫については、科刑が上限になっているようなので、組織的犯罪として取り上げるのではなく、正面から刑法の一部改正の問題として検討すべきである。

10 殺人予備罪の刑の加重等

予備罪は、未定型な犯罪である。着手時期等明確ではない。そこに新たな予備を新設すること、殺人予備の刑を加重することには賛成し難い。

殺人予備で最も問題となると思われる銃器に関して言えば、銃刀法の改正によって銃器に関する罪が格段に重くなり、殺人予備で立件するより、銃刀法違反で立件したほうがはるかに有効な仕組みが作られている。またサリン法も新設され、予備罪も設けられている。すでに殺人予備的な行為を重く処罰する法ができていの中で今回緊急に殺人予備を重くする必要性があると言えるのか、またその効果が期待できるのか。疑問なしとしない。

営利目的等略取及び誘拐の予備罪の刑の新設の必要性については、あいまいな組織的な犯罪の予備罪としてでなく、刑法の一部改正としてのぞむべきである。ただしわいせつ目的、結婚目的略取、誘拐の予備とりわけ後者の必要性は考え難い。

11 犯行供与物件等の没収

組織的な犯罪に関わる「犯行供与物件等の没収」として、法律案要綱骨子は、法人等の処罰規定がないのに、「犯罪供与物件等の没収及び追徴」として、第三者である法人等の物を没収できるとしているが、現行刑法の没収規定の本質をゆがめるものとなる。

12 組織的な犯罪の処罰等に関する評価（結論）

組織的な犯罪の刑の加重規定，犯人蔵匿罪等の刑の加重，殺人予備罪の刑の加重等は，加重の必要性，その効果，構成要件の不明確性等の理由でいずれも認めることはできない。ただし，証人威迫罪の刑の加重，営利目的略取および誘拐の予備罪の新設については，その必要性があるとすれば刑法の一部改正の問題として提起し論議すべきである。

また，法人等の処罰規定がないのに，団体の財産を犯行供用物件等として没収する手続きにも反対する。

三 犯罪収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為等の処罰及び犯罪収益等の没収等（諮問第二，第三，第六，「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案要綱骨子」第一の二ないし五，第三ないし第八）

1 麻薬特例法マネーロンダリング罪の運用実態の解明の必要性

いわゆるマネーロンダリング罪（資金洗浄罪……犯罪で得た利益の起源を隠匿し偽装する目的でその財産を金融機関を経由する方法等で転換することなどの罪），犯罪収益の剥奪（没収等）などがこの問題となる。

現在わが国ではいわゆる麻薬特例法（「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」）が施行されて5年余りになるが，その運用の実態は必ずしも明らかではない。とりわけ麻薬特例法に新設されたマネーロンダリング罪適用の実態とその効果についてはまったくといってよいほど不明である。1989年（平成元年）の暴力団白書でわが国暴力団の資金源が大きくとり上げられているが，そこでは，覚せい剤によるものが34・8パーセントを占めているとされている。その後1991年（平成3年）に麻薬特例法が成立しマネーロンダリング対策がとられて以後，こうした暴力団の資金源に変化が生じたのかも明らかではない。今回の諮問にあるとおり「最近の組織的な犯罪の実情にかんがみる」のであれば，麻薬特例法の運用実態を分析し，その効果，不足面などをつまびらかにする中から他の前提犯罪への拡張など今回の規定の必要性が導かれるはずである。

2 前提犯罪について

当連合会は，かつて麻薬特例法立法化の際，刑事法の基本原則に係わる重大な問題を含んでいることを指摘しつつ，人間性を破壊し社会の根幹に害悪を及ぼす麻薬汚染が持っている特殊性，国際条約（いわゆる麻薬新条約）批准の立場から「麻薬特例法に限る措置として」是認した。

今回の立法化を考える際には，犯罪収益罪の対象となる犯罪（前提犯罪）のそれぞれについて麻薬特例法と同じ状況（国際条約批准のごとき状況，麻薬汚染と同じような人類，国際社会に与える影響の特殊性）があるといえるか否か，の点を検討する必要がある。

法制審議会の刑事法部会で提出された参考試案は，前提犯罪を「財産上不正な利益を得る目的で犯した死刑若しくは無期若しくは長期5年以上の懲役に当たる罪若しくは別表に掲げる罪」「売春防止法，銃刀法，サリン法の資金提供罪」としていたが，「法律案要綱第一の二」では，前提犯罪について，一律に「死刑若しくは無期若しくは長期5年以上の懲役に当たる

罪」という規定の仕方を改めて、別表方式にして、その罪もおおむね「死刑若しくは無期若しくは長期7年以上の懲役に当たる罪」に若干狭め、「覚せい剤取締法、売春防止法、銃刀法、サリン法の資金提供罪」としたが、依然として、組織犯罪に限らず、単独の窃盗なども含まれるほど極めて広い範囲に拡張されたままとなっている。

国際的には、前提犯罪は「薬物取引その他の重大犯罪」とされていて、「どの重大犯罪を資金洗浄の前提犯罪として指定するかは、各国が定める」とした規定、「各国が多様な法制度及び金融制度を有しており、それゆえすべての国が同一の措置をとることができないこと……したがって、勧告は、……各国がそれぞれの状況及び憲法の枠組みに従って実施すべきものである」とした規定（いずれも資金洗浄に関する金融活動作業部会FATF）をみても、前提犯罪の範囲はその国の実情に応じて決めることができるとされている。参考試案のような広範囲の前提犯罪が国際的要請として直ちに導かれる訳ではないのである。

また、長期7年以上の懲役に当たる罪に狭められたといっても、この罪は、刑法の罪だけでも50を越えており、特別法の罪はこれよりさらに多い。窃盗、放火など罪質的に組織犯罪の犯罪収益の前提犯罪になじまないものが多く含まれている。その多くは麻薬・薬物のような特殊性をもっているものでもない。

法律案要綱骨子に掲げる前提犯罪は広きに失する。

3 麻薬特例法と同様の問題

犯罪収益等による事業経営の支配等の処罰を除けば、法律案要綱骨子は、その構造において、麻薬特例法に規定されたマネーロンダリング処罰（隠匿・收受の処罰）、麻薬犯罪収益（麻薬特例法はこれを不法収益という）剥奪と基本的に違いはない。その問題点は次のとおりである。

(1) 犯罪収益等

行為の客体である「犯罪収益等」に含まれる財産は、ほとんど無限定というべき広範囲なものとなっている。

犯罪収益等には、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産、混和財産が含まれる。犯罪収益とは、前提犯罪の犯罪行為により得た財産、前提犯罪の犯罪行為の報酬として得た財産、売春防止法などの資金提供罪等に係る資金をいい、犯罪収益に由来する財産とは、①犯罪収益の果実として得た財産、②犯罪収益の対価として得た財産、③上記の①、②の対価として得た財産、④そのほか犯罪収益の保有または処分に基つき得た財産をいう。犯罪収益に混和した財産とは、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産とこれらの財産以外の財産が混和した財産をいう。

(2) 犯罪収益等隠匿の罪

「犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は犯罪収益等を隠匿」する行為だけでなく「犯罪収益の発生の原因につき事実を偽装」する行為が処罰される。「発生の原因につき事実を偽装する」という行為はどのような行為かきわめて分かりにくく特定し難い。

(3) 没収の拡張

没収の対象を有体物だけでなく金銭債権に拡張し、そのうえ犯罪収益と犯罪収益に由来する財産をも没収することができるとしている。これによって「犯罪収益」を保有していたこ

とによって得た利益（例えば利息，投資利益）まで剥奪（没収）できることになるが，刑罰としての没収としては罪刑の均衡上問題があり，前提犯罪と没収の対象となるべき財産との牽連性がきわめて希薄となる。

(4) 保全手続

付加刑である没収は，有罪判決確定後執行すべきであるのに，判決前に保全できるとしている麻薬特例法第5章は，現行刑法の原則を歪めるものであるが，法律案要綱骨子も「裁判所又は裁判官は，……被告事件に関し……没収保全命令を発して……その処分を禁止することができる」「裁判官は……公訴が提起される前であっても……（同様の）処分をすることができる」として判決前の没収保全手続を認めている。

付加刑とはいえ没収はあくまでも刑である。保安処分ではない。その点では死刑，懲役等の刑と変わることはない。ところが，判決前の没収保全手続は，付加刑である没収の言い渡しがなされる前に，有罪を前提として行われることになる。これは，被告人は有罪判決があるまでは無罪と推定されるという無罪推定の侵害となる。

また銀行預金に対する保全手続がなされた場合，銀行との取り引きが停止されることはまず間違いないし，預金以外のものが保全されたときにも取引上の信用が失墜することは疑いない。その後無罪になったとしてもかかる事態は取り返しがつかず，第三者に不測の事態をもたらすおそれが強い。

(5) 推定規定

法律案要綱骨子には，麻薬特例法第18条の推定規定（取得した価額が不相当に高額の場合には不法収益と推定するとの規定）は記載されていない。この点は一定の評価ができるものではあるが，日本政府が「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する第9回国際連合会議」でのナショナルステートメントにおいて，推定規定の有効性を強調しているところからみれば，いずれこうした規定も導入される可能性は否定できない。

4 麻薬特例法以上に拡大している問題点

(1) 不法収益概念の拡張

要綱骨子（参考試案）では，「犯罪収益」を「財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表4に掲げる罪（死刑若しくは無期若しくは長期5年以上の懲役に当たる罪……若しくは別表4に掲げる罪）の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産」としていたが，法律案要綱骨子では，「犯罪収益」を「財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表4に掲げる罪の犯罪行為により生じ，若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産」として，「犯罪行為により生じた財産」を加え，範囲を広げている。これは，従前の麻薬特例法の「不法収益」の定義より広い概念であり，手続的には法制審議会刑事法部会でも一度も論議をされてこなかったものの新設であり問題である。

(2) 事業経営の支配を目的とする行為の処罰

法律案要綱骨子では，参考試案に比べれば幾分対象が狭まったものの，麻薬特例法より広く，不法収益等を運用して株主の地位を取得した者などが事業経営を支配する目的で法人等の人事権への介入すること等を犯罪とするとしている。しかし，事業活動は本来自由に委ねられるべきものである以上，人事権への介入という限定がなされた上での処罰規定の新設で

あっても、処罰範囲が拡大することには変わりはなく賛成できない。

参考試案に関するものだが、法務省事務局の説明では、「犯罪収益が他の犯罪に再投資されることを防止するだけでなく、合法的な経済活動に悪影響を与えることを防止すること」が支配、干渉を犯罪とすることの理由とされているが、これはいわゆる麻薬新条約が定めたマネーロンダリング本来の定義・目的を越えているものである。確かに最近では「合法的経済に投資する」ことにも広げられつつあるが、国際的な状況から言えば、アメリカのRICO法に似た規定があるが、その他の主要国の国内法では、そこまでは拡張されていないのが実情である。

世界行動計画は「行政、事業体、金融機関及び関連機関における高度な倫理基準」の採用を求めている。合法的な経済活動への悪影響の防止には、まさに政界、経済界などと「我が国の組織犯罪の主な主体である暴力団」（日本政府ステートメント）の係わりを含め、総合的対策が必要とされているのである。とりわけ世界行動計画にもあるとおり、事業体、金融機関の高度の倫理が必要であり、企業情報の開示等がまずなされなければならない。こうした対策を抜きに一人刑事法の分野だけが突出することは、刑法の謙抑性の観点からも好ましいものではない。

そのうえ「影響力を利用して」「支配」はいずれも不明確な概念で、その内容が一義的ではない。構成要件として不明確と言わざるをえない。

(3) 事業経営の支配を目的とする行為と第三者との権利調整

「事業経営の支配を目的とする行為」の規制は、第三者の権利との調整が問題となる。

株主等の地位の取得、債権の取得は契約関係だが、正常な取引、不正常な取引を見分けるメルクマールは何か、不明である。それによって生じる収益を剥奪するということになる、民事上錯綜した問題が生じ、第三者に不測の事態を生じかねないことになる。このシステムが経済界、取引社会に与える影響は予測できないものがある。

(4) 不法収益等の收受の処罰

要綱骨子（参考試案）では「犯罪収益等の隠匿及び收受について、麻薬特例法第9条及び第10条と同様の処罰規定を設けるものとする」としていたが、法律案要綱骨子では、麻薬特例法第10条に対応する規定として、「情を知って、犯罪収益等を收受した者（法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者等を除く。）は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」との条項を設けている。

この規定は、麻薬特例法第10条に規定されているもうひとつの例外規定の「契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が不法収益によって行われることの情を知らないで当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者」を除外している点（法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者等の「等」に含ましめるのであればともかくとして）で、法制審議会での論議を経ずして、適用範囲を広げている点で大いに問題があるといわなければならない。あるいは、「法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者等」の「等」に含ましめる趣旨とも読めないことはないが、その場合は、解釈上の疑義を生じさせないためにも明文化すべきものである。

ところで、法律案要綱骨子の考え方だと、例えば弁護活動を例にとった場合、私選弁護人が別表に記載した刑事事件の被告人等から事件を受任して、弁護報酬を受け取ったときも適用されるのではないかという点が問題となる。

法務省は、この点について、与党三党協議における質疑の中で、1989年のアメリカ連邦最高裁の没収の対象となりうる財産の判決前の凍結は憲法修正第6条の弁護人依頼権の保障規定、憲法修正第5条のデュープロセス条項に違反しないとの判決を引用しつつ、弁護人の弁護報酬は法令上の義務の履行のためのものと認められず、弁護人が弁護報酬が犯罪収益等によって支払われることを知っていたら犯罪収益等收受罪が成立すると説明したと伝えられている。その際の説明によれば、「弁護人となろうとする者が被疑者あるいは被告人との弁護契約を締結するとき、弁護報酬が犯罪収益等によって支払われることを知らなかった場合には、犯罪収益等收受罪は成立しない。また、被疑者、被告人がその財産として犯罪収益等のみしか有しない場合、当該財産は、被害者から得た財産を除き、すべて没収の対象となるが、このような場合は、貧困等によって弁護人を選任できないときに当たり、国選弁護人を選任することになる。いずれにしても、本法律案の犯罪収益等收受罪を設けることによって、現行法の下における場合と比較して不当に弁護人選任権を制限する場合は生ぜず、弁護人選任権を害することにはならない」としている。

しかしながら、上記のとおり「契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が不法収益によって行われることの情を知らないで当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者」を除外する規定を削除した状態で、「契約を締結するときには犯罪収益等によって支払われることを知らなかった場合」には犯罪収益等收受罪が成立しないといえるかは疑問である。

のみならず、このような法務省の立論は、現在行われている私選弁護と国選弁護の実情をまったく無視した観念的なものである。少なくとも被疑者国選弁護制度が存在しない現行制度下にあっては、起訴前弁護の道を塞ぐ考え方と言わざるを得ない。しかも、この知情は、未必的な認識で足りるものとされ、具体的な犯罪内容までわからなくても犯罪が成立するので、結果として、例えば「暴力団」「新左翼過激派」「オウム真理教のような『カルト集団』のような団体」の構成メンバーの犯した犯罪の私選弁護の途を閉ざすものともなりうる。さらにまた、この犯罪収益等には、犯罪収益だけでなく、由来財産、混和財産も含まれることから、弁護報酬が現金で支払われる場合、その支払主体である組織に何らかの犯罪収益が流入していれば、その現金はすべて混和財産となるものと考えられ、不法収益等收受罪の成立は免れない。したがって、このような規定は、法務省の説明にもかかわらず、不当に弁護人選任権を侵害する規定であるといわざるを得ない。

(5) 疑わしい取引の届出

法制審議会の刑事法部会においては、推進派の委員から、犯罪収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為等の規制は、金融機関等の届出義務なければ実効性がないという意見が出されていた。このことを受けて、法律案要綱骨子には、この規定が新たに盛り込まれた。

この規定の新設によって、金融機関は、前提犯罪が相当広範囲にわたることとあいまって、

取引相手を相当疑いながら業務を行うことになる。この規定は、金融機関を通じて国家（検察や警察）にプライバシー（会社や個人の情報）を覗かれる途を開くものであり、運用の仕方を誤れば、総体として金融取引を萎縮させ兼ねず、経済活動を停滞させる危険性をも内包している。この届出の有用性は理解できるとしても、その運用の基準が明確化され徹底される必要がある。

一部報道によれば、運用の基準について、法務省は、「暴力団関係者や関連企業など、活動が疑わしい人物や団体の取引に対する警戒が中心となると説明し、立件の可能性の有無とは直接関係のない情報も届け出ることになるが、「一般市民や企業まで監視を野放図に広げるようなことは考えていない」としている（朝日新聞・平成9年10月22日朝刊）。そして、その報道によれば、「疑わしい取引」をどう判断するかについては、捜査当局と金融機関が協議したうえで、一定の基準を設けることになりそうだと報道もされており、具体的には、「取引内容がはっきりしないのに、高額の現金が振り込まれている」「口座の住所が現実に存在しない」といったケースが考えられるという。後者のケースなどは、個人が転居後長年月が経過しても住所届出手続きをせず、かつ口座開設当初のことを知っている金融機関の担当者も当該支店にいない場合などに、現担当者によって届出義務ありと判断されることも払拭し切れずきわめて問題である。前者の高額の金額設定についても、アメリカのようにカード・小切手取引が徹底しておりその取引の跡を辿ることが容易となっている社会での例外的な現金取引の場合の基準とは異なった基準が要請されよう。

このような規定は、今日のような金融機関の不祥事が多発し、国民の金融機関への信頼が揺らいでいる時期だけに、「金融機関の規制」を含めた本来の「金融機関のあり方」（例えば、金融機関に顧客保護のために厳しい守秘義務を課したうえで、この規定により守秘義務の例外的な解除を設ける等）を確立した上で設けられるべきものである。現状のように捜査機関から照会があれば進んで私的情報を開示している金融機関と捜査機関だけに、その基準づくりを任せるのはきわめて危険であるといわなければならない。このような基準は、政令で定められることになっているが、それは、国民の前で論議されるなどガラス張りの論議の下で、社会的合意が得られる形でとりまとめられるべきものである。同様に、金融監督庁長官が、検察官、検察事務官若しくは司法警察員または税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員へ、捜査や犯則事件の調査に資するとして、届け出られ又は通知された事項を提供する場合の基準についても、そのことが捜査の端緒となるのであるから、規則化がなされるべきである。

- 5 「犯罪収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為等の処罰及び犯罪収益等の没収」「没収に関する手続」「保全手続」「疑わしい取引の届出」「没収及び追徴の裁判及び保全についての国際共助手続」「没収と滞納処分との手続の調整」に対する評価（結論）

(1) おおむね死刑若しくは無期若しくは長期7年以上の懲役に当たる罪等を別表として列挙して前提犯罪とし、(2) 犯罪収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為等を処罰する規定を設け、(3) 判決前に犯罪収益、薬物犯罪収益などを保全する手続には反対する。

四 令状による通信の傍受（諮問第四、「刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱骨子」第一及び「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案要綱骨子」）

1. 憲法上の問題点と盗聴の本質

通信の傍受を問題とする場合、その憲法との係わりをまず検討しなければならない。

通信（郵便物、電信、電話等）の秘密の不可侵（憲法21条2項）は、①個人の生活の秘密、プライバシー保護（憲法13条）、②思想の自由、言論の自由（憲法21条1項）等と結びついてプライバシー保護、思想・表現の自由の保障の一つという観点から定められたものである。通信の秘密が侵されることは、思想表現の自由が抑圧されることである。それだけでなく、情報産業と国家が情報組織として肥大化した現代の情報化社会で通信による表現は、市民レベルでの自由な表現形態の重要な構成部分でもある。その意味でそれは民主社会を形成する上で重要な権利である。

現代の情報化社会では、生活のあらゆる分野で個人のプライバシーが侵害される事態が発生している。国家（情報機関等）による個人情報の収集がなされていることは言うまでもない。かかる時代には古典的とも言われる「国家からのぞき見されない自由」は十分に保障されなければならない。中でも盗聴は、ひそかにのぞき見することによって表現された内容のすべてを把握するものである。それにより、日常生活、活動が監視され、思想の自由、言論の自由、結社の自由、プライバシー等の基本的人権が侵害される。わが国においては、これまで共産党大会での盗聴器発見、社会党委員長宅の電話盗聴等警察が盗聴をしていることをうかがわせる事件が報告されてきたが、公安警察による盗聴を明るみに出したのは、1986年に発覚した共産党幹部宅電話盗聴事件であった。第一審の東京地方裁判所はもちろん東京高等裁判所も、神奈川県警によるこの盗聴を「違法と評価されることは論を待たない」と断じたが、警察による情報収集活動の一環として盗聴が行なわれている事実は、基本的人権上由々しき事態といわねばならない。

捜査上の盗聴も会話、通信内容を証拠としようとするものであるから、公安警察の盗聴とその本質を異にすることはない。捜査機関が行なう盗聴は、プライバシー、言論の自由とのきびしい緊張関係をもたらすものなのである。

2. 憲法第31条、第35条との係り

通信の秘密がプライバシー、言論の自由の保障の観点から定められたものであっても、犯罪捜査による制約（内在的制約）を受けないわけではない。刑事訴訟法は、憲法第35条に基づき郵便物の差押えの場合を定めている（第222条、99条、100条）。電話等の電気通信にもこの理は該当する。

通信の秘密が犯罪捜査による制約を受けないわけではないからといって、ただちに捜査上の盗聴が認められるわけではない。それが強制処分に係る憲法上の規制を受けることは言うまでもない。盗聴が通信の秘密、プライバシーを侵害する行為だからである。盗聴に憲法上の規制がかけられるとなると、適用される憲法の条項は、第31条か第35条なのかが問題となるが、盗聴の権利侵害の危険性からして两条項が適用されるとすべきである。強制処分である盗聴には、憲法第31条から要請される立法化（強制処分法定主義）と適正な手続、憲法第35条から求められる令状主義の規制が必要となる。

強制処分法定主義に関して、刑事訴訟法第197条但書は「強制的処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これを行うことができない」と規定しているが、今回の立法は、刑事訴訟法の中に「通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制的処分については、別に法律で定める」という規定を1箇条設けることで、刑事訴訟法197条但書の強制処分法定主義を辛うじてクリアーしようとしている（「刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱骨子」の第一）。この1箇条を設けて特別法でその詳細を規定するだけで、上記憲法上の要請を全部満たしたと言い得るかも問題なしとはしない。

3 盗聴の必要性について

現代情報化社会において、犯罪現象も電気通信機器を利用し、功妙化してきているといわれている。捜査上の盗聴の必要性、有用性として法務省もこの点を強調している。しかしたんなる必要性、有用性からだけで盗聴が認められてはならない。盗聴は、ひそかに全生活を監視し、言論の自由、プライバシーの侵害の危険性をもつものだからである。盗聴以外に捜査手段がないというほどの必要性が必要なのである。

捜査方法としての盗聴は、わが国ではすでに検証令状によって実行されてきた。検証令状による盗聴（立法によらない盗聴は認められないのであるが）は法務省によれば4例である。この4例はいずれも覚せい剤取締法違反事件であるが、法務省の示した事例説明によっても、4事例とも盗聴以外の捜査手段がないほどの事例であったと言えない。また、法制審刑事法部会のこれまでの審議の中でも一般的有用性、必要性の議論は出ているが、特定の犯罪における盗聴の不可欠性までは示されていない。

4 法律案要綱骨子による通信の傍受規定の問題点

上記のとおり、盗聴は憲法上の疑義があるものであり、立法化の議論に際しては、その本質、危険性を踏まえ、その可否を具体的に、慎重に検討すべきである。

そこで電気通信の傍受の立法化の具体的な規定案を示している法律案要綱骨子の個別の項目について以下検討を加える。

なお、法律案要綱骨子は、盗聴を「通信の傍受」と呼んでいるので、以下はそれに従う。

(1) 令状なしの通信の傍受の禁止規定と処罰規定の必要性

法律案要綱骨子は、通信傍受の一般的禁止規定と令状によることなく通信傍受した場合を特に重く処罰する規定を設けていない。

通信傍受が通信の秘密、プライバシーを侵害し、憲法の基本的人権を侵すものであることからして、法律中に通信傍受禁止規定、違反した場合の処罰規定を設けることは当然のことである。電気通信事業法、有線電気通信法に通信の秘密の保護が定められているからといって、新たに規定することの必要性が変わるものではない。

電気通信事業法、有線電気通信法は、通信の秘密を犯した者に1年以下の懲役又は30万円（有線電気通信法は20万円）以下の罰金を科すことを定めているが、公務員を特別に重く処罰する規定はない。しかし捜査機関に令状による通信傍受が新たに認められることになるとするなら、令状による通信傍受を行わずに無令状の通信傍受を行なった場合には、捜査機関は電気通信事業法等の定め以上に重く処罰されてしかるべきである。捜査機関の無令状通信傍受の刑は5年以下の懲役が相当と思われる。また捜査機関による無令状傍受の処罰

規定を設けても、検察官がその違反者を訴追するとは限らないので、刑を加重するだけでなく、公務員職権濫用罪等の規定と同じく準起訴手続の請求ができるようにしなければならない。

法律案要綱骨子では、この点に関して、「捜査又は調査の権限を有する公務員がその捜査又は調査の職務を行うに当たり犯した電気通信事業法第104条第1項及び有線電気通信法第14条第1項の罪並びにこれらの罪の未遂罪を刑事訴訟法第262条第1項の付審判請求の対象とする」規定が設けられているが、一般的禁止規定がなく、加重規定も置かれないなど徹底したものとはなっていない。

さらに通信傍受を禁止しておきながら機器類の製作・販売を野放しにしておくことは適当でないので、これらの禁止が検討されるべきである。

(2) 対象犯罪の限定

法律案要綱骨子は、傍受要件の一つである対象犯罪を、死刑又は無期懲役若しくは無期禁錮の定めのある罪のほとんど全部を含む別表に掲げる罪として「組織的に行なわれ易い犯罪」に限定せず、広く認めている。死刑又は無期懲役若しくは無期禁固に当たる刑法の罪は、外患誘致、強盗致死等20を越え、特別法にも20数個ある。そこには、現住建造物放火、汽車転覆、強姦致死傷、強盗致死傷などがあり、その犯罪の性格から組織的に行なわれ易い犯罪といえないものも広く含まれている。

令状による通信の傍受は、憲法上疑義があり、後に述べるとおり現行の捜査の性格を変える「特別の処分」であるから、その対象犯罪が絞り込まなければならないことは言うまでもない。そのうえ、今回の法務大臣の諮問は「最近における組織的な犯罪の実情にかんがみ」組織的犯罪に対処するための「刑事の実体法及び手続法の整備」を求めている。しかるに、法律案要綱骨子は、対象犯罪を「組織的に行なわれ易い犯罪」でかつ通信傍受がその捜査に必須ともいうべき役割をもつものに絞られていない。

法制審議会刑事法部会の中での必要性を強調する意見でも、通信傍受の対象犯罪として上記のすべての犯罪の必要性を述べたものはなく、捜査上の必要性が強調されたのは麻薬・薬物事犯だったのである。

法律案要綱骨子は、対象犯罪が「数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき」を令状発付の要件としている。この面から組織的犯罪の性格を打ち出そうとしたものであろう。しかしここにいう数人には二人も含まれること、共謀は必ずしも組織性を意味しないことからこの要件で組織的犯罪性が出てくるものではない。ちなみに、この場合、カナダの規定「共同して行動する多数の者により計画され組織された継続的犯罪活動の一環であると信ずるに足る合理的理由があるもの」が参考になる。

(3) 令状発付の要件その1（嫌疑要件）

憲法第35条は、搜索・差押について、正当な理由に基づいて発せられ、搜索場所・押収物を明示する各別の令状を要求している。「正当な理由」とは、①犯罪の相当な嫌疑の存在、②搜索場所・差押目的物と事件との関連性の存在、③搜索・差押の必要性の存在とされている。

法律案要綱骨子は、令状発付の要件として、①犯罪の嫌疑に関し次の1から3までのいずれ

れかに該当する場合であること。②それぞれ1から3までに規定する犯罪（2及び3にあつては、その一連の犯罪をいう。）の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の実行に関連する事項を内容とする通信（以下「犯罪関連通信」という。）が行われると疑うに足りる状況があること、③他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であることの3要件を掲げている。

3要件のうちまず犯罪の嫌疑要件に関して検討してみよう。法律案要綱骨子は次の3つの場合を想定している。

1 別表に掲げる犯罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき

2 別表に掲げる犯罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、これらの犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき

イ 当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと同一又は同種の同表に掲げる罪

ロ 当該犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される同表に掲げる罪

3 禁固以上の刑が定められている罪が別表に掲げる罪の実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き同表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき

1, 2, 3のうち、1は、犯罪がすでに発生した場合に対応したものであるが、2, 3は、いずれも犯罪がまだ発生していない段階での通信傍受の要件となっている。参考試案における「説明」によれば、2イは「過去に行われた犯罪と引き続き行なわれる犯罪の全体を対象とするもので薬物の連続密売事案がその一例であり」、3（参考試案のウ類型の「ある犯罪がアに記載する犯罪の実行のために必要な行為として行われ、当該アに記載する犯罪が行われると疑うに足りる十分な理由がある場合において、……」に対する説明だが）は「前記対象犯罪の実行を目的とする一つの計画の下に一連の犯罪が行なわれているような事案」とされている。要するに薬物を密売しているものはまたやるであろうから、過去の薬物犯罪を根拠にこれからやるであろう薬物犯罪の通信傍受という強制捜査をするということであり、また殺人を実行する目的で対象犯罪に限らないある犯罪（例えば自動車窃盗）が行なわれたら、将来行なわれるであろう殺人の通信傍受を行うということである。なお、法律案要綱骨子では、2ロと3の類型に別れた形で規定され、表現も改められたことによって、これらの類型が参考試案のウの趣旨と同じなのか違うのかがはっきりしない。しかしながら、前記のとおり、参考試案のウの「犯罪の実行のために必要な行為」について法務省が「前記対象犯罪の実行を目的とする一つの計画の下に一連の犯罪が行なわれているような事案」と説明しているところをみると、これは法律案要綱骨子の2ロに近く、2ロと3の「実行に必要な準備」を入れることで趣旨が拡張されている可能性が強い。3の「実行に必要な準備」がウよりも拡張されているとすれば、参考試案の「ある犯罪」を「禁固以上の刑が定められている罪」と規定したところで全体としては絞りをかけた規定となったといえるかどうか疑問となる。

いずれにしても、2イ、2ロ及び3は将来犯罪に対して、通信の傍受を認めようとするも

のである。

そもそも、捜査は「犯罪があると思料するとき」開始される（刑事訴訟法189条2項）。刑事訴訟法は、犯罪捜査は犯罪発生後行なわれることを前提としている。強制捜査である捜索・差押は、当然のことながら、犯罪発生後になされる。しかるに前記2、3は、犯罪発生前になされる強制捜査となる。すでにある犯罪が行なわれているのにその犯罪では強制捜査をせず、後に行なわれるであろう犯罪の強制捜査をするということだからである。2については組織的犯罪としてみれば前後一体のものであると評価できるから犯罪前の捜査に当たらないとする見解もあるが、すでに行なわれた犯罪と「継続して行なわれる」犯罪とは刑法上別の犯罪として処罰されるものであるから、あわせて過去に発生したあるいは現在進行中の犯罪ということとはできず、やはり「継続して行なわれる」犯罪は、いまだ発生していない犯罪といわざるをえない。2、3のように犯罪発生前の通信傍受を認めることは、現行法の捜査の概念を変更し、広げるものとなる。

わが国の法体系は、これまで行政警察と司法警察の活動を区分してきた。それぞれの活動を根拠づける法は異なっており、強制権限行使の規制のあり方も違えてきたのである。行政警察権の発動を根拠づける基本的な法律は、警察官職務執行法であり、司法警察権の発動を根拠づける法律は、刑事訴訟法とされている。警察官職務執行法は「この法律は、警察官が警察法に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的と」し、質問、保護、避難時の措置、犯罪の予防・制止、立入および武器の使用について規定している。行政警察の行なう犯罪の予防活動は、犯罪の捜査とは法的に明確に区別されてきたのである。しかるに法律案要綱骨子のように司法警察活動として将来の犯罪に関する通信の傍受を認めることは、予防的通信の傍受を認めることとなり、行政警察活動と司法警察活動の区別を法的に不明確にしあいまいにすることになる。警察組織は、行政警察と司法警察の双方を束ねているものであるから、行政警察活動と司法警察活動の法的境界があいまい化することは、そのそれぞれの活動根拠規定をあいまいにし、警察権限の濫用につながりかねない危険性を増すものといわざるをえない。

通信傍受の嫌疑要件である1、2、3のうち、2、3は嫌疑要件として認められない。

なお、嫌疑要件1及び3においては、「『当該』犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき」とされているものが、2においては「『これらの』犯罪が数人の共謀……があるとき」とされている。これは、2においては、犯された罪と犯されようとする罪が共に数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況が必要だが、3においては犯されようとしている罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があれば犯された犯罪は単独犯でもよいという趣旨に読むことができるが、その使い分けの意味が判然としない。

(4) 令状発付の要件その2（関連性の存在）

参考試案では「犯罪を実行し又は犯罪を実行することに関連する通信が行われると疑うに足りる状況」とされていた関連性の存在に関する要件は、法律案要綱骨子では、「それぞれ1から3までに規定する犯罪（2及び3にあっては、その一連の犯罪をいう。）の實行、準

備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の実行に関連する事項を内容とする通信（以下「犯罪関連通信」という。）が行われると疑うに足りる状況」と改められて具体化されているが、「関連する」という文言に残るあいまいさは、傍受対象となる通信が広範囲に広がり得る可能性を払拭し切っていない。

アメリカでの要件「当該犯罪に関する特定の通信（particular communications）を傍受できると信じるに足りる相当の理由があること」をも満たしていない。

(5) 令状発付の要件その3（補充性の要件）

この要件も、参考試案では「犯人を特定し又は犯行の状況若しくは内容を明らかにするため他に適当な方法がないこと」であったが、法律案要綱骨子では、より厳格に「他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であること」に改められた。

この意味での改善の努力は評価に値するが、その恣意的解釈や濫用を避けるという意味では、さらに具体的な記述が尽くされた補充性の要件が規定されるべきであったものとする。例えば、アメリカでは、この要件は「通常の捜査手続がみられたが失敗に終わったこと、通常の捜査手続が成功する見込みはないと考えられる合理的な理由があること、又は通常の捜査手続は危険すぎると考えられる合理的な理由があること」となっている。少なくとも、この程度の規定は、法律に規定し得ないとしても、マニュアル化して徹底を図る必要がある。

(6) 通信手段の特定

法律案要綱骨子は、上記の3要件に加えて、通信手段の電話の特定の要件を次のとおり規定している。これは憲法35条の捜索場所の特定に対応するものである。

すなわち、「電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号（以下「電話番号等」という。）によって特定された通信の手段（以下「通信手段」という。）であって、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪関連通信に用いられている疑いがないと認められるものを除く。）又は犯人による犯罪関連通信に用いられていると疑うに足りるもの」について、これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受ができるとされている。

これは、参考試案が「通信の傍受は、被疑者が設置し若しくは使用している電話その他の通信設備その他傍受の対象となる犯罪の実行に関連する通信が行われると疑うに足りる通信設備につき行うことができる」としていた規定を改めたものである。

しかしながら、上記の法律案要綱骨子の規定によっても、通信手段は「もっぱら」傍受の対象となる犯罪に利用されているものには限られていない。したがって、犯罪に関連のない会話がほとんどでたまに犯罪に利用される通信手段が必ずしも排除されていないのである。

(7) 傍受対象となる通信

法律案要綱骨子の第一では、「通信」の定義として、「電話その他の電気通信であって、その全部又は一部が有線（有線以外の方式で電波その他の電磁波を送り、又は受けるための電气的設備の有線部分を除く。）により行われるもの」をいうとしている。

参考試案では、「電話又はファクシミリによる通信、コンピュータ通信その他の電気通信であってその全部又は一部が有線によって行われるもの」とされていたが、法律案要綱骨子の

規定によっても、ファクシミリによる通信やコンピュータ通信などが対象となっていることに違いはない。

ここで問題となるのは、コンピュータ通信である。コンピュータ通信にはリアルタイム型のものと蓄積交換型のものがあるが、両者とも通信傍受の対象となる通信となっている。電気通信事業者から「インターネット、電子メール等については、その利用形態、秘密保護システム等が現在確立途上でもあり、電話等と異なる技術的特性を有することなどから、これらを試案の対象から当面除外し、十分議論を尽くしたうえ、立法化すること」との要望が出されている。コンピュータ通信が発展している今日、犯罪組織がコンピュータ通信を利用して犯罪行為を行うことは否定できるものではないが、コンピュータ通信の保護のあり方を含め解決されなければならない問題が残されている現時点で、コンピュータ通信を通信傍受の対象となる通信としていることは問題である。

(8) 通信傍受対象通信内容の特定—令状の記載事項

憲法第35条は、令状に搜索場所、差押物の「明示」を要求している。「明示」とは、その場所および物の特定性を明らかにすることをいう。一般令状によって捜査機関が好き勝手に搜索し、何でもかんでも押収すること、無差別搜索・差押を許さない趣旨である。刑事訴訟法第219条は、憲法第35条の規定を受けて「令状には、被疑者……の氏名、罪名、差し押えるべき物、搜索すべき場所」等を記載すべきものとしている。

法律案要綱骨子は、「傍受令状には、被疑者の氏名、被疑事実の要旨、罪名、罰条、傍受すべき通信、傍受実施の対象とすべき通信手段、傍受実施の方法及び場所、傍受できる期間、傍受実施に関する条件、有効期間及びその期間経過後は傍受の処分に着手することができず傍受令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項」を記載しなければならないとしている。

これによれば「差し押さえるべきもの」と「傍受すべき通信」、「搜索すべき場所」と「傍受実施の対象とすべき通信手段、傍受実施の方法及び場所、傍受できる期間」が対応していることが分かる。それぞれ後者の特定が問題となる。

ところで、対象がまだ存在していない「将来の通信」を傍受の対象とせざるをえない通信傍受の特性からして、「傍受すべき通信」をあらかじめ確定することはきわめて困難であるといわれている。

通常の搜索・差押においても、差し押さえるべき物を、その物の名称、形状、特質などだけから、客観的に特定するのが本来あるべき姿であることは言うまでもないが、流動的である捜査の段階で、それを客観的に特定することは困難なことが多い。そこで通常の搜索・差押えにおいても、差押物のある程度の概括的な記載を認め、当該事件との関連性において特定せざるをえないとされている。「将来の通信」は、差押物以上にその内容の客観的特定が困難である。

通信傍受を認めた検証令状には、被疑者氏名が「不詳」、罪名が「覚せい剤取締法違反」、検証すべき内容が「〇〇番に発着信される通話内容及び同室内の機器の状況（ただし、覚せい剤取引に関する通話内容に限定する）」とした例があるが、これと同様の記載では、傍受すべき通信が特定できたとはいえない。傍受すべき通信が「覚せい剤取引に関する通話」と

だけ記載されている令状で「令状に記載されたものかどうか」の判断を捜査機関にゆだねることは、捜査機関の裁量の範囲が広くなりすぎ相当ではない。傍受すべき通信の内容そのものをできるかぎり他の通信の内容と区別できるよう記載するとともに、被疑事実を特定し、それとの関連で特定性が浮かび上がるようにしなければならない。そのうえ、特別法違反事件では特別法には多数の罰則規定が含まれているのだから、罰条の記載がなければ事件の特定上問題が生じる。この意味で、法律案要綱骨子が、罪名だけでなく罰条の記載を認め、被疑事実の要旨を令状の記載事項としたのは賢明な選択といえることができる。しかしながら、法律案要綱骨子が、被疑者の氏名が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りるとしている点は問題である。また、ここには被疑者不詳も含まれるという。該当性判断のためには、被疑者の氏名が不詳であっても、その被疑者の特性など被疑者を明示し他の者と識別可能な個別具体的な記載が必要である。だれが通信しているかが分かることが傍受すべき通信を特定し、無関係な通信を除外する一つの要素になるからである。この立場からすれば被疑者不詳の場合には、傍受すべき通信の特定に問題が生じることとなり、かかる場合には特定性にかけることになる。

(9) 該当性判断のための傍受

聞いてみなければ通信内容が判明しないというのが「通信傍受」の本質である。したがって通信内容が令状に記載されたものに該当するものか否かを判断するためにまず聞いてみなければならぬことになる。通信内容特定のためにも聞いてみなければならぬのが通信傍受である。参考試案は、これを「該当性判断のための傍受」として令状に記載されたものに該当するか否かを判断するために必要な範囲で通信を傍受できるとし、外国語または暗号による通信であって傍受を実施する者が傍受のときにその内容を知ることが困難なものは、全体を記録できるとしている。

該当性判断のための傍受は、傍受すべき通信内容を発見するためになされる一種の捜索的な傍受と考えられる。

参考試案では「必要な範囲で」該当性判断のための傍受ができるとされていたが、法律案要綱骨子では、「必要な最小限度の範囲に限り」という限定を加えている。傍受すべき通信かどうかは、聞いてみなければ分からないので、通話が開始されたときにはスイッチを入れて通話内容をまず聞いてみて、傍受すべき通信かどうかを判断し、傍受すべき通信でなければ傍受を中止し、傍受すべき通信であれば引き続きそのまま傍受を続行する、というものである。通常のもの検索において、差押目的物を探索する過程で、検索場所にある物の情報の内容を点検するのと該当性判断のための傍受は、同じというのであろう。

物や人の検索の場合には「検索する場所を明示する」令状すなわち場所を特定する令状によってなされる。法律案要綱骨子によれば、通信傍受の場合には、「傍受実施の対象とすべき通信手段」、「傍受実施の方法及び場所」、「傍受できる期間」の記載があることになる。しかし通信は通信設備の一方が特定されていても、さまざまな場所からさまざまな人が参入することが可能なので、傍受範囲の空間的限定が困難である。傍受期間が長ければ長いほど、傍受すべき通信と無関係の通話が多数入り込んでくる。捜索的な傍受である「該当性判断のための傍受」を限定するには、傍受期間を限定する必要がある。法律案要綱骨子はこの期間

を10日以内（延長可能）としているが、これまで検証令状で認められている最大5日以上の期間を認めることには問題がある。

該当性判断のための傍受の次の問題は、傍受行為は搜索であるだけでなく、同時に差押なのではないかということである。物の搜索の場合には、搜索と差押は別個の行為である。通信傍受はどうであろうか。通信を聞くことと記録することに分離し、前者を搜索、後者を差押とする考え方もあり得るが、参考試案における通信傍受では、両者を必ず同時に行うことになっているので、該当性判断の時点ですでに差押が行なわれているのではないかという疑いは払拭できないと思われる。

該当性判断のための傍受をできうるかぎり限定する方法としてはアメリカでは「最小化の手続」が取られている。法律案要綱骨子の「必要な最小限度の範囲に限り」という解釈の指針としても、この「最小化の手続」のマニュアル化の徹底が望まれる。

(10) アメリカ合衆国における最小化の手続

アメリカ合衆国法典18編1119章「有線及び電子的通信の傍受並びに口頭通信の傍受」2518条(5)には、傍受の許可命令又は期間延長の命令には、傍受の許可は、本来は傍受の対象とできない通信の傍受は最小限となるような方法により執行されなければならない旨の条項を含めなければならないとされている。このいわゆる最小化の方法は、法文上規定されていないが、それはおおよそ次のようにして行なわれるといわれている。

傍受対象の電話で会話が始めると、傍受実施者は、その冒頭の部分を聴取して、会話の内容が犯罪に関係あるものか否かを判断する。冒頭部分の傍受の結果、犯罪に関係のない会話であると判断されると、実施者は、聴取スイッチを切り、傍受を中断する。しかし、途中から犯罪に関係のある会話に転じることもあり得るし、途中で会話の当事者が変わる場合もあるので、傍受実施者は、数分程度聴取を中断した後、会話が継続されていれば、もう一度聴取装置のスイッチを入れ、再度会話内容を聴取する。その結果会話の主題が犯罪に関係あるものに変わっていれば、そのまま傍受を続けるし、依然として犯罪に関係のない事項であれば、再度聴取装置のスイッチを切る。その後も会話が継続していれば、聴取装置のスイッチを入れ、会話の内容を判断するために聴取する。会話が継続する限り、同じ手続が継続される。このような手続は、「スポットモニタリング」又は「スポットチェック」と呼ばれる。

この最小化の手続は「傍受及び最小化に関する指示」で具体化される。

ある連邦検事補が発信した「傍受及び最小化に関する指示」は、有線通信の傍受に当たって捜査官が従うべき手続を次のとおり定めている。

その概要は、(1)目的は、本件の捜査に関連ある会話をモニターし録音することにより、また、関連性のない会話または特権の対象となる会話を最小化することにより、電子的監視許可命令を執行することである。法に従って最小化することを怠れば、傍受の結果得られた証拠に基づく訴追が危うくなるし、あなた方またはその所属機関が民事上の金銭賠償を負うこともあり得るし、あなた方が刑事責任を問われることも考えられる。①本来は傍受の対象ではない通信の傍受が最小限となるような方法により傍受を実施しなければならない。②会話がモニターされたときは、常に録音がなされなければならない。同様に会話が録音されたときは、常にモニターがなされなければならない。(2)モニター担当捜査官が十分理解すること

のできる言語による会話をモニターするときは、①最初に、当該会話が本件の捜査に関連するものであるか否かを判断しなければならない。会話の性格を確認するのに必要な時間に限り、各会話の冒頭部分を聴取しなければならない。ただしその時間中に、当該会話は「関連性を有すること」、つまり我々の得た許可の範囲内であることを確認した場合は、この限りでない。当該会話は関連性を有するものではないと判断したときには、聴取装置と録音装置のスイッチを切ること。できる限り速やかに会話の性格を見極めるために最善の努力を尽くさなければならない、②会話が関連するものか否かを確認するために、最善の判断をすること、③傍受の最初の段階—犯罪組織の性格及び範囲並びに参加者の身元をより良く知るようになる前—では、会話が関連性を有するものか否かを判断するために、相対的に、より長い時間モニターすることが必要かも知れない。本件の犯罪活動、その参加者、彼らの使う言語をより良く知るようになったときには、1分半から2分を超えない時間のモニターで、当該会話は関連性を有するものか否かを判断するようにするべきである。当該会話は関連性を有すると判断されたときは、傍受を継続することが許される。しかし、当該会話は、関連性を有しないと判断されたときは、ただちに傍受を中止しなければならない、④会話が関連性を有しないものであることを理由に傍受を終了したときには、その性格が変化したかどうかを確かめるために、当該会話のスポットモニターをすることが許される。話者及び/又は会話の性格は変化するかもしれないので、当該会話は依然として関連性のないものであるかを確認するために、30秒の間隔を置いた後、およそ10秒装置を作動することが許される。このようなスポットモニターの手続は、当該会話の間中続けることができる。しかし、会話に変化したか否かを確認するために必要な最小限にとどめなければならない。スポットモニターの間に、関連性を有するものと確認されたときは、関連性を有するものであり続ける限り、当該会話の傍受が許される。(3)まとめると、会話が関連性のないものであるか、法的な特権の対象となるものであるか、その他傍受の対象となるものでないと思われるときには、傍受(モニター及び録音)は中断しなければならない。微妙なとき[in close caces]は、慎重を期する方に誤ること[err on the side of caution]とし、傍受を中断すること、としている。

アメリカにおける最小化の手続は、上記のとおり詳細なものであるが、わが国でこうした手続を考慮するときには、アメリカ以上に時間的制約をより厳しくし、マニュアルではなく法律化あるいは規則化しなければ捜査機関によって順守されないおそれが高い。

(11) 外国語または暗号等による通信

法律案要綱骨子が「外国語による通信、暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信」は、その全部を傍受することができる点について検討を加える。

傍受を実施する者がその内容を知ることが困難な通信は、該当性判断そのものが傍受時点ではできない。この場合、法律案要綱骨子は、事後的にとる措置として「この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない」と定めている。令状に記載されたもの以外のものを除外することは必須であるが、事後的にとられる手続きの規定としては、法律案要綱骨子の規定では不十分である。アメリカでは、「実際上可

能な限り速やかに、当該言語に堪能な他のモニター担当捜査官又は言語専門家が、このメモの他の箇所で説明する最小化に関するすべての手続に従って、当該録音を聴取することになる。そして、当該会話のうち、これらの最小化の手続により傍受することが許される部分を翻訳しあるいは反訳することが許される」と事後的な最小化の手続を規定している。

なお、法律案要綱骨子では、要綱骨子（参考試案）になかった「その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信」という用語が加えられて趣旨が拡張されている。これは、たとえば、現在の技術では即時に傍受できないデジタル通信によるファクシミリ通信などを想定しているものと思われるが、法制審議会刑事法部会では全く論議されなかった一般的規定を入れて趣旨を拡張するのは問題である。

(12) 業務上の秘密の保護

法律案要綱骨子は「医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人又は宗教の職にある者（傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。）との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受してはならない」としている。これは、刑事訴訟法第105条（押収拒絶権）、第149条（証言拒絶権）に対応する規定であるが、同法第147条で証言拒絶権のある近親者は除外されている。近親者には押収拒絶権がないことがその理由であろう。しかし会話という側面から見ると、証言拒絶権のある近親者少なくとも配偶者の通信にも業務上の保護と同じ保護が与えられても良いのではないとも考えられる。一つの検討課題である。

また新聞等の報道関係者の取材との関係も問題となる。取材の自由は憲法上の権利である。報道関係者の業務上の通信の秘密の保護を考慮していない法律案要綱骨子は問題である。

さらに、法律案要綱骨子は、参考試案と比べると、「他人の依頼を受けて行う」という要件が新たに加わっているため、弁護士が国選弁護で刑事事件を受任した場合とか破産管財人としての業務を受任した場合などの業務に関する通信が「他人の依頼を受けて行う」業務かどうかなどを含めた解釈上の疑義を生じ兼ねず、他方で「業務に関するものであるかぎり」傍受が許されないと解するべきであることから、「他人の依頼を受けて行う」の要件は削除すべきである。

(13) 「他の犯罪に関連する通信」の傍受

法律案要綱骨子は、「検察官又は司法警察員は、傍受を実施している間に、傍受令状に被疑事実として記載されている犯罪以外の犯罪であって、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものを実行したこと、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる」として、いわゆる別件傍受を認めている。またこれは別の角度からみれば、一種の緊急傍受でもある。別件傍受が通信傍受の場合に許される理由は、通信は記録しておかなければ一回限りで消えてしまうから、あらためて令状を求めよう定めることは無意味だということにある。将来の犯罪の傍受を認めたらうえさらに別件傍受を認めることは令状主義に反するものとなる。また「犯罪を実行することに係るもの」というのは将来の犯罪の「共謀」等の通信を聞くことというのが法務省の説明である。将来の犯罪、それも傍受対象犯罪に限

らない犯罪の証拠を事前に確保しておくというのである。これではますます傍受の範囲が拡大してしまう。別件傍受を認めることができない。法律案要綱骨子では、別件傍受できる対象を、参考試案に比して、「死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たるもの」という形で緊急逮捕の場合の要件と同様の若干の限定が加えられているが、この程度の限定では歯止めとしてはほとんど無意味である。

なお、犯罪を絞り、事後的に裁判所に令状を請求する制度（一種の緊急通信傍受）を設けることで令状主義の要請を満たすことができるかを検討すべきとの考え方もあり得るが、現行法上認められていない物の緊急差押許容の道を開きかねない問題でもあるのでにわかには賛成し難い。

(14) 相手方の通信設備を特定する事項の探知

法律案要綱骨子は「通信の相手方の電話番号等の探知」においては「別に令状を必要としない」として逆探知を認めている。傍受を実施している間に行われた通信について、傍受すべき通信、他の犯罪に関する通信、該当性判断に資すると認められるときは、この逆探知ができることとされている。

「傍受により通信の内容を知ることが許される要件が満たされている場合には、通信の相手方を知ることにも許される」（説明）というのがその理由とされている。しかし通信の内容を知ることが許されていることから被疑者以外の通話者、それも傍受されるべき通信と無関係の通信内容の通話者を知ることの許容がただちに導かれる訳ではない。逆探知には賛成できない。

(15) 傍受の期間

法律案要綱骨子は、傍受ができる期間を原則10日以内としている。この期間は必要があると認められれば通じて30日を超えない範囲で延長可能で、終了時に通信が行なわれていればさらに継続可能で、必要とする特別の事情が認められれば傍受令状の再発行、再々発行も可能である。

法律案要綱骨子によれば結局のところ傍受の期間は、再度以上の傍受を考慮すれば相当の期間延長可能であることになる。長期にわたって傍受がなされればなされるほど令状記載のものと無関係な通信が入り込む可能性は高くなる。期間の延長ましてや再度の傍受はみだりに認められるべきではない。「必要がある」「特別の事情」程度ではその延長は認め難い。

一定の期間にわたる通信の傍受は、令状の「一回性」の原則と微妙に関係している。通常、の捜索・差押でも何日間かかかることもあることから是認する考えもあるが、上記の期間はそれに比しても相当の長期間であり、期間に関してはさらに検討を要すると思われる。通信の傍受は、捜索・差押、検証と異なり空間的な限定がない。空間的な限定がない通信の傍受において時間的限定を没却する長期の傍受には問題が多過ぎるというべきである。

期間に関連して言うならば、法律案要綱骨子「十四 傍受令状の記載するところに従い傍受の実施を中断し又は終了すべき時に現に通信が行われているときは、……「通話」が終了するまで傍受の実施を継続することができるものとする。」も検討を要する。これも通信傍受の特性から認めなければ、2度と傍受できないことを理由とするものであろうが、空間的制限のない通信の傍受には期間の限定こそが不可欠であることを考えると安易に認められる

べきものではない。

(16) 立会い

法律案要綱骨子は「傍受の実施をするとき」の立会いを規定している。立会いを得ることによって傍受が適正に行われたことを担保しようというのであろう。しかし、参考試案よりは厳格な規定になったとは言っても、立会人の常時立ち会いは必ずしも必要でないとしている。立会人の常時立会がないままなされる傍受の適正さはどのように担保されるのか疑問である。

また立会人には、これまで検証令状による通信傍受で要件とされてきた無関係部分の通話を切断する権限を有するといった権限は認められていない。

立会人の常時立会、切断権が認められなければ、捜査官の手続の適正さは担保されない。

(17) 傍受の実施等

通信事業者等への令状の呈示には、呈示だけでなく、謄本の交付もなされる必要がある。立会人の権限の行使にも必要となるからである。

法律案要綱骨子は、傍受を行う場所として「通信事業者等の看守する場所」のほかに「人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内」があり得る規定の仕方をしている。こうした場所の規定は無限に広いものであって、このような場所での通信傍受を広く認めることはできない。「通信事業者等の看守する場所」に限定すべきである。

法律案要綱骨子は、傍受の実施の終了後と傍受期間の延長時に実施状況を記載した書面を裁判官に提出するシステムをとっている。これはこれで重要なことであるが、傍受を行なう捜査官には、アメリカのマニュアルにみられる、通信の見分場所で起こったすべての活動を正確に反映する日誌をつけ、裁判官に提出する義務を課し、捜査の適正さが担保されるようにしなければならない。

(18) 通信事業者等の協力義務

法律案要綱骨子は、通信事業者等に対して、①傍受の実施に関して傍受のための機器の接続その他の必要な協力を求め、②傍受実施場所での逆探知の処分に関して必要な協力を求め、③傍受の実施場所以外の場所での逆探知のための措置の要請ができるとして、その協力義務を3箇条に分けて規定している。ところで一般的に市民には捜査に協力する義務はないのであるから、通信事業者といえども安易に捜査協力義務が認められるべきではない。公共的な通信事業によって利益を上げているのだから普通の市民と違ってかかる義務を課すことには問題はないとする考えもあり得るが、そうではあっても「必要な義務」の範囲を明確にして、業者の協力義務の外延をはっきりさせておかなければならない。

(19) 刑事手続用記録の作成

法律案要綱骨子は、刑事手続に使用する記録の作成について、作成時期と作成記録物の内容を分けて具体的に規定している。これはこれで前向きな規定ということが出来るが、刑事手続用記録として残すべき通信として「1から3（傍受すべき通信に該当する通信、外国語・暗号等による通信で復元措置を要するもの、他の犯罪に関する通信及び外国語・暗号による通信であって他の犯罪に関する通信）のほかに、4として1から3までに掲げる通信と同一の通話の機会に行われた通信」という規定が存在するが、これは要綱骨子が「傍受すべき

通信として令状に記載されたもの又は7（他の犯罪に関する通信）により傍受したものを含む通信以外を削除」するとしたことと比較して、刑事手続用記録として残すべきものが広げられたことになる。法制審議会での論議を超えた立法化という点で問題がある。

(20) 記録媒体（傍受記録）の封印・保管

記録媒体（傍受記録）の封印、記録媒体の保管に関して、法律案要綱骨子では、捜査当局の恣意（権利濫用）を規制できるものとはなっていない。

法律案要綱骨子では、刑事手続用記録の用に供するため、同時に2通を記録して作成するか、1通しか作成しなかった場合には立会人に封印を求める前に複製を作成できることになっている（この複製の作成にも立会人が立ち会うようにすべきである。）。前者のうちの1通、後者の記録媒体が保管用原本として「封印」され裁判所（裁判官）により保管されることとなり、前者のうちの他の1通、後者の複製が、捜査機関に保管されることになる。その後、捜査機関は、この2本目の原本ないし複製物から無関係部分を削除し刑事手続に使用する記録を作成するものとされている。

この作成過程に関する規制手続について、法律案要綱骨子は、①外国語又は暗号等による通信が傍受すべき通信及び他の犯罪に関連する通信（別件傍受）に該当しないことが判明したとき、②刑事手続用記録を作成した場合であって、傍受の原記録以外の傍受をした通信の記録をした記録媒体またはその複製物その他の当該通信の内容を記録した物があるとき及び③前記①に当たるとして消去した場合において、他に当該記録の複製等があるときは、その記録を消去しなければならないとするだけである。また、法律案要綱骨子では、日弁連側の度重なる指摘を受けて、「検察官又は司法警察員は、傍受した通信であって、刑事手続用記録に記録されたもの以外のものについては、その内容を他人に知らせ、又は使用してはならない」という規定を設けている。しかしながら、傍受内容の漏泄や流用禁止については、その違反に対しては罰則を持って対処し、その徹底を図るとともに、禁止主体も検察官又は司法警察員に限定されることなく、検察官又は司法警察員の下でこれに関与した検察事務官や司法巡査等も加えられるべきものである。

さらに、捜査機関側の2本目の原本ないし複製物の保管・管理が訴訟あるいは捜査終了後どのようなになるかも規定されていない。

なお、記録媒体の保管期間については、法制審議会の刑事法部会でも論議がなされなかったところであるが、法律案要綱骨子では、傍受の原記録は、裁判官に提出された日から5年間か、傍受が行われた被告事件等が終結した日から6月を経過する日のうち最も遅い日まで保管するものとし、原記録保管裁判官は必要と認めるときはその保管の期間を延長できるものとしている。再審請求事件や民事の損害賠償請求への配慮、さらに刑事公訴時効（最長のもので15年）との関連を考えると、保管期間は、でき得るかぎり長期が望ましい。日弁連としては、この観点から、保管期間は10年程度が適当であるとの意見を表明してきたが、5年ではなお短いといわなければならない。ちなみに、アメリカ合衆国（連邦）における通信傍受法制では、保管期間は、最低10年であり、その後においても、破棄するには裁判官の命令が必要であるとされている（連邦法第2518条(8)(a)(b)）。

(21) 被傍受者への令状の呈示、事後通知

令状主義との関係では、被傍受者に令状の事前呈示がないことも問題となる。当然のことながら通信傍受の特質から令状は被疑者あるいは被傍受者には示されない。

法律案要綱骨子では、事後的に刑事手続用記録に記録されている通信の当事者に対してだけに通知をすることになっている。令状の事前呈示を憲法上の要請という見解に立てば、通信傍受はこの点で憲法の要請を満たすことができないことになる。

少なくとも、刑事手続用記録に記録されている通信の当事者だけでなく、通信傍受令状によって傍受した通信を記録した原本で判明しているすべての通信当事者に通知をし、それらのものが保管用の原本の聴取・閲覧、不服申し立ての手立てをとれるようにすべきである。

法律案要綱骨子では、要綱骨子や参考試案と異なって、傍受の実施が終了した後30日の期間が経過した後に、「当事者が特定された場合又はその所在が明らかになった場合」にも、その者に速やかに通知するとする規定が設けられ、通知をする対象が少し広げられている。しかし、さらに進んで、当事者が特定できずまたはその所在が明らかでないときに通知が不要だとしても、後日傍受された当事者であることを疎明した者が聴取等のできる手立ても規定されるべきである。

また、当事者への通知は「傍受の実施が終了した後30日以内」とされ、「捜査が妨げられるおそれがあると認めるとき」には延長が可能となっている。捜査の必要性を優先させ、当事者らの権利擁護の点で問題があるといわなければならない。

なお、法律案要綱骨子が、通信当事者に対し、自己の通信にかかる部分の閲覧、聴取のほかに複製作成を認めたことは一歩前進といえる。

(22) 保管用原本の聴取・閲覧・複製作成

法律案要綱骨子は、保管用原本の聴取・閲覧・複製作成について、刑事手続用記録に記録されている通信の当事者（刑事手続用記録のうち当該通信に係る部分の聴取等をした場合の保管用原本との照合）、刑事手続用記録に記録されている通信以外の通信の当事者、検察官または司法警察員、被告人またはその弁護人の区分により、その請求により、聴取等が認められる正当事由の例をそれぞれ例示した形で、参考試案に比して、きめ細かな規定を設けた。

しかしながら、被告人または弁護人からの請求の場合、その聴取・閲覧・複製作成は、「傍受が行われた事件に係る被告事件又は検察官により刑事手続用記録若しくはその複製その他刑事手続用記録の内容を記録した物の取り調べ請求のあった被告事件に関し」という限定がついている。傍受が行われた事件にかかる被告事件でない場合には、検察官の手元に記録が存在していても公判で取調請求がなされなかったときには、被告人の防御のために必要であっても聴取等ができない形になっている。この場合も、当該被告事件と関連のある通信傍受の保管用原本については、証拠請求の有無にかかわらず、被告人、弁護人には聴取等が認められなければならない。

また、不起訴処分とされた事件についても、その被疑者や弁護人だったものへの聴取等も認められる必要がある。

また、こうした権利は、技術的には困難を伴うと思われるが、通信当事者には、請求があれば常にその当事者の通信部分のすべてを聴取・閲覧させ、その複製の作成を認め、通信当事者が通信内容を検証できるようにしなければならない。傍受されたものがその傍受内容を

つねに検証できてこそ事後的救済が真に生きた制度となるのである。

さらに通信傍受過程で捜査官が作成した日誌、報告書類は、被告人と弁護人には閲覧・謄写を認め、通信当事者には関連部分の閲覧・謄写が認められなければ事後的救済措置としては十分なものとはならない。

(23) 違法収集証拠排除の法則

違法傍受がなされたときには、違法収集証拠排除の原則が厳格に適用されなければならない。

法律案要綱骨子には、違法手続があった通信の傍受に関し、刑事手続用記録等の消去ができるシステムが記載されている。しかし、通信の当事者の利益を保護するための手続に重大な違法がある場合と刑事事件記録用とするために削除された無関係部分の傍受の場合を除き、手続に違法があっても、消去を命ずることが相当でないと認めるときは、消去ができないとされている。

令状による通信の傍受は、特別に定められた手続に違反することであるからその手続は厳格に守られなければならない。定められた手続に違反することは、手続違背の重要度、証拠の重要性にかかわらず許されるべきではない。

なお、違法収集証拠の排除の法則とは、違法な手続によって得られた証拠を刑事手続の証拠として利用できるか否かの問題であるが、法律案要綱骨子では、違法があった場合、刑事手続用記録の内容から当該傍受の処分に係る通信等を消去するという形で規定しているため、当該記録が消去されることによって、違法になされた傍受記録自体を、保管用原本に当たる以外に検証する方法がないという問題が生じている。

(24) 令状請求書等の裁判官による保管

通信傍受令状の請求書、その付属資料、通信傍受の見分実施中の記録類、裁判所への報告文書など傍受に係る資料、少なくともその写しを裁判所が保管する必要がある。

刑事訴訟規則によって逮捕、搜索・差押関係の資料は、捜査官に返却され、裁判所には何も残らない。被告人、弁護人が令状請求手続の違法性を争おうとしても、その判断の資料がないため、有効な訴訟活動ができない現実がある。このようなことは早急に改められなければならないが、少なくとも通信傍受に関しては、裁判所が保管することとすべきである。

(25) 令状を発する裁判官

法律案要綱骨子は、令状を発する裁判官を「地方裁判所の裁判官」に限っていない。簡裁裁判官を「急速を要し……」等の要件のもととはいえ、令状を発する裁判官としているのは問題である。ことの重大性および令状実務の現状から、令状を発する裁判官は地方裁判所の裁判官に限られなければならない。

(26) 傍受令状の有効期間

法律案要綱骨子では、要綱骨子では設けられていた「簡易裁判所の裁判官が発した傍受令状の有効期間は、3日とする」という規定が削られている。これは参考試案の段階では「1日」とされていたものを法制審議会刑事法部会で「3日」としたものであり、こうした論議の経過を無視してこの規定を削除し、通常の令状と同様の「発付の日から7日」とするのは不当である。もっとも、この「7日」は刑事訴訟規則（第300条）で定められているので、

規則に譲るという趣旨であるのであれば理解できないではない。

(27) 令状請求権者

令状請求権者は、検察官（検事総長の指定する者に限る。）、司法警察員（国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の警察官、厚生大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁長官が指定する海上保安官に限る。）とされているが、盗聴という行為が憲法上の疑義にも触れる重大な行為なのだから、慎重を期して検察官に限るべきである。

(28) 通信傍受費用とその効果

アメリカの経験では通信傍受の費用は相当の額に上るといわれている。1995年になされた傍受装置の平均費用が56,454ドルであり、この費用の大半は装置にかかるものと通信をモニターする職員にかかるものとされている。

通信傍受の対費用効果も慎重に検討されるべき問題である。

(29) 法律による報告義務

憲法第31条は、法に基づく適正手続を定めているが、これは主権者である国民の民主的チェックを基礎づけるものでもある。したがって通信傍受に関しては、傍受件数、傍受事件名、起訴件数、有罪数、費用等につき、裁判官の報告義務、検察官の報告義務、警察の報告義務を定め、最高裁事務総局が国会に報告する制度を作り、通信傍受が国民の監視の下で行われるようにされなければならない。

このことに関連し、法律案要綱骨子は、政府は、毎年、この法律で定める事項（傍受令状の請求及び発付件数、その請求及び発付に係る罪名、傍受の対象とした通信手段の種類、傍受の実施をした期間、傍受の実施をしている間における通話の回数、このうち、傍受すべき通信に該当すべき通信または他の犯罪に関連する通信が行われたものの数並びに傍受が行われた事件に係る逮捕人員数）を国会に報告するとともに、公表するものとしている。捜査に支障を生じるおそれがあっても、罪名を除き、これらの措置はとられなければならないとされている。

この規定が法律案要綱骨子に設けられたことは大きな前進ではあるが、通信の傍受については、この傍受のために使われた費用も、対費用効果の観点から、公表されて、国民の監視の下におかれるべきである。

また、罪名についても、安易に例外とするのではなく、でき得るかぎり公表するとともに、報告の時期についても明文化されるべきである。

5 結論（通信の傍受規定に関する評価）

法律案要綱骨子は、通信傍受の対象犯罪を組織的犯罪に限定せず、通信傍受を将来発生する犯罪にまで広げ、コンピュータ通信をも傍受対象に加え、別件傍受、通信相手の探知を安易に認め、被傍受者への通知、不服申立て等の事後措置が十分でないなど多くの問題点を有している。

また簡易裁判所の裁判官を令状を発する裁判官に加え、令状請求権者に司法警察員を認める点で令状の発付を厳格にし、限定する姿勢に欠けている。

法律案要綱骨子における「通信内容の特定」、補充性の要件等は不十分であり、アメリカ合衆国のマニュアルの最小化手続の法律・規則化を記載する等の規定もみられない。

通信の傍受が通信の秘密、言論の自由、プライバシーを侵害する重大な権利侵害行為であることからして、通信の傍受の一般禁止、令状違反の捜査官への重い刑は必須であるが、こうしたことへの配慮が法律案要綱骨子にはない。

よって上記の問題点を有する「令状による通信の傍受」には反対である。

五 証人の保護（諮問五、刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱骨子第二）

1 法律案要綱骨子の規定概要

法律案要綱骨子の証人等の保護規定の次のとおりである。

(1) 裁判長は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を与え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあり、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が明らかにされたならば証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が十分な供述をすることができないと認めるときは、当該事項についての尋問を制限することができるものとする。ただし、検察官のする尋問を制限することにより犯罪の証明に重大な支障を生じるおそれがあるとき、又は被告人若しくは弁護人のする尋問を制限することにより被告人の防御に実質的な不利益を生じるおそれがあるときは、この限りでない。

(2) 検察官又は弁護人は、刑事訴訟法第299条第1項の規定により証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住所を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を与え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることその他これらの者の安全が害されることがないように配慮することを求めることができる。

2 証人等保護規定の必要性・緊急性

参考試案では、このような尋問制限ないし安全が害されないような配慮を弁護人にのみ求めていたが、法律案要綱骨子では、これを検察官にも求めることとして、当事者を対等に扱うこととした。しかしながら、証人等の保護規定を現在立法化しなければならない必要性および緊急性は全く存在しない。法制審議会刑事法部会に提出された「証人等の保護・安全に関する事例」には、6つの例が記載されている。6例ともすべて弁護人が証人等の住居を暴露したために問題が発生した事例ではない。

現実の捜査、公判において証人等の保護が緊急の必要性のある課題として浮上してはいないのである。

3 被告人の証人審問権の侵害

憲法37条2項は、被告人に証人審問権を保障している。被告人に証人等の氏名、住居を知る機会を与えとした刑事訴訟法299条1項はその具体的な保障の一つである。証人等の氏名、

住居を知ってその者に対する反対尋問を準備することは、被告人の防御権の行使として重要なことである。それはまた事件の事実関係を解明するうえからも必要なことでもある。住居等の事項に関する尋問の制限は、証人審問権の侵害となる。

裁判長の尋問制限は「被告人の防御に実質的な不利益を生じるおそれがあるときは」行えないものとされているが、防御権に実質的不利益を及ぼすかどうかは、本来被告人が判断する事柄であり、裁判長の判断のみに任せられる問題ではない。この規定があることによって防御権が保障されるとは考え難い。

4 法律案要綱骨子の規定文言の問題

法律案要綱骨子は、上記(1)で「身体若しくは財産に害を与え」「畏怖させ若しくは困惑させる行為」「なされるおそれ」「その他その通常所在する場所が特定される事項」、(2)では「身体若しくは財産に害を与え」「畏怖させ若しくは困惑させる行為」「なされるおそれ」「その他その通常所在する場所が特定される事項」「その他これらの者の安全が害されることがないように」という文言を用いている。これらは漠然としたあいまいな規定であって、かかるあいまいな規定では、防御権、弁護権の行使を制限する運用がなされる危険性が大きいといわざるをえない。

5 証人等の保護の規定の評価（結論）

証人等の保護規定は、上記の理由により認めることができない。

資料

- 1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案要綱骨子
- 2 刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱骨子
- 3 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案要綱骨子

1942

1942

1942

1942



組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案要綱骨子

第一 定義

- 一 この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その活動の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。）により反復して行われるものをいうものとする。
- 二 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいうものとする。
 - 1 財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表に掲げる罪の犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産
 - 2 覚せい剤取締法第四十一条の十、売春防止法第十三条、銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条の十三又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第七条（資金等の提供等）の罪の犯罪行為により提供された資金
- 三 この法律において「犯罪収益に由来する財産」とは、犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他犯罪収益の保有又は処分にに基づき得た財産をいうものとする。
- 四 この法律において「犯罪収益等」とは、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいうものとする。
- 五 この法律において「薬物犯罪収益」、「薬物犯罪収益に由来する財産」又は「薬物犯罪収益等」とは、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）に規定する「薬物犯罪収益」、「薬物犯罪収益に由来する財産」又は「薬物犯罪収益等」をいうものとする。

第二 組織的な犯罪の処罰等

- 一 次の1から11までに掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、それぞれ1から11までに定める刑に処するものとする。
 - 1 刑法第八十六条第一項（常習賭博）の罪 五年以下の懲役
 - 2 刑法第八十六条第二項（賭博場開張等図利）の罪 三月以上七年以下の懲役
 - 3 刑法第九十九条（殺人）の罪 死刑又は無期若しくは五年以上の懲役
 - 4 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）の罪 三月以上七年以下の懲役
 - 5 刑法第二百二十三条第一項又は第二項（強要）の罪 五年以下の懲役
 - 6 刑法第二百五十五条の二（身の代金目的略取等）の罪 無期又は五年以上の懲役
 - 7 刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
 - 8 刑法第二百三十四条（威力業務妨害）の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
 - 9 刑法第二百四十六条（詐欺）の罪 一年以上の有期懲役

10 刑法第二百四十九条（恐喝）の罪 一年以上の有期懲役

11 刑法第二百六十条前段（建造物等損壊）の罪 七年以下の懲役

二 団体に不正権益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下同じ。）を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、一に掲げる罪（1、2及び9に掲げる罪を除く。）を犯した者も、一と同様とすること。

三 一6に掲げる罪に係る一又は二の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕するものとする。

四 次の1又は2に掲げる罪で、これに当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものを犯す目的で、その予備をした者は、それぞれ1又は2に定める刑に処するものとし、ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除するものとする。

1 刑法第九十九条（殺人）の罪 五年以下の懲役

2 刑法第二百二十五条（営利目的等略取及び誘拐）の罪（営利の目的によるものに限る。）
二年以下の懲役

五 二に規定する目的で、四1又は2に掲げる罪の予備をした者も、四と同様とすること。

六 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の1から3までのいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処するものとする。

1 その罪を犯した者を蔵匿し、又は隠避させた者

2 その罪に係る他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者

3 その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者

七 禁錮以上の刑が定められている罪が二に規定する目的で犯された場合において、六の1から3までのいずれかに該当する者も、五と同様とすること。

八 団体の構成員が罪（これに当たる行為が、当該団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われたもの、又は二に規定する目的で行われたものに限る。）を犯した場合、又は当該罪を犯す目的でその予備罪を犯した場合において、当該犯罪行為を組成し、又は当該犯罪行為の用に供し、若しくは供しようとした物が、当該団体に属し、当該構成員が管理するものであるときは、その物が当該団体及び犯人以外の者に属しない場合に限り、これを没収することができるものとし、ただし、当該団体において、当該物が当該犯罪行為を組成し、又は当該犯罪行為の用に供され、若しくは供されようとするものの防止に必要な措置を講じていたときは、この限りでないものとする。

第三 犯罪収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為等の処罰及び犯罪収益等の没収等

一 犯罪収益（第一の二1の財産に限る。）若しくは薬物犯罪収益（麻薬特例法第二条第二項に規定する薬物犯罪の犯罪行為により得た財産若しくは当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。八において同じ。）、これらの保有若しくは処分にに基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産（以下「不法収益等」という。）を用いて、法人等の株主等の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させて、次の1又は2のいずれかに該当する行為をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。

1 当該法人等又はその子法人の役員等を選任し、若しくは選任させ、解任し、若しくは解任させ、又は辞任させること。

2 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること。

二 不法収益等を用いて、法人等又はその株主等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、次の1又は2のいずれかに該当する行為をしたときも、一と同様とすること。不法収益等を用いて、法人等又はその株主等に対する債権を取得しようとし、又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、次の1又は2のいずれかに該当する行為をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とすること。

1 当該法人等又はその子法人の役員等を選任させ、若しくは解任させ、又は辞任させること。

2 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること。

三 犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とすること。

四 三の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するものとする。

五 情を知って、犯罪収益等を收受した者（法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者等を除く。）は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六 一から五までの罪は、刑法第三条の例に従うものとする。

七 犯罪収益、犯罪収益等に由来する財産等が不動産若しくは動産又は金銭債権であるときは、当該財産が財産に対する罪等の犯罪行為により被害者から得た財産又はその保有若しくは処分にに基づき得た財産（以下「犯罪被害財産」という。）である場合を除き、これを没収することができるものとする。

八 薬物犯罪収益、その保有若しくは処分にに基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産を用いた一又は二の犯罪行為により得た財産等は、これを没収するものとし、ただし、これらの罪が混和した財産に係る場合において、その全部を没収することが相当でないと認められるときは、その一部を没収することができるものとする。

九 八により没収すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の方の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、これを没収しないことができるものとする。

十 七又は八の財産が他の財産と混和した場合において、七又は八の財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産のうち当該没収すべき財産の額又は数量に相当する部分を没収することができるものとする。

十一 七又は八による財産の没収は、当該財産が犯人以外の方に帰属しない場合に限るものとし、ただし、犯人以外の方が、犯罪の後情を知って当該財産を取得したときは、法令上の義務の履行として提供されたものを収受した場合等を除き、当該財産が犯人以外の方に帰属する場合であっても、これを没収することができるものとする。

十二 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、犯人以外の方が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の方が犯罪の後情を知らずに当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。

十三 七の財産が不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないときその他これを没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の方の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、当該財産が犯罪被害財産である場合を除き、その価額を犯人から追徴することができるものとする。

十四 八により没収すべき財産を没収することができないとき、又は九によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴するものとする。

十五 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して一から五までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第四 没収に関する手続等の特例

一 第三の七又は八の財産である債権等が第三者に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができないものとする。

二 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、一と同様とする。

三 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、当該権利を存続させるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならないものとする。

四 一及び二に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の規定を準用するものとする。

第五 保全手続

一 裁判所又は裁判官は、別表若しくは第一の二に掲げる罪又は第三の一から五までの罪に係る

被告事件に関し、第三の七又は八の財産であつてこの法律その他の法令の規定により没収することができるものに当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を發して、当該財産につき、その処分を禁止することができるものとする。

二 裁判所又は裁判官は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を發した場合又は發しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に發して、当該権利の処分を禁止することができるものとする。

三 裁判官は、一又は二に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官又は司法警察員の請求により、一又は二の処分をすることができるものとする。

四 裁判所又は裁判官は、別表若しくは第一の二に掲げる罪又は第三の一から五までの罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により第三の七又は八の財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を發して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができるものとする。

五 裁判官は、第三の十四により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、四に規定する必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官の請求により、四の処分をすることができるものとする。

第六 疑わしい取引の届出

一 銀行その他の金融機関等は、業務において収受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがある場合又は業務に係る取引の相手方が当該業務に関し第三の三の罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣（政令で定める金融機関等にあつては都道府県知事）に届け出なければならないものとする。

二 金融機関等（その役員及び使用人を含む。）は、一による届出を行おうとすること又は行ったことを当該届出に係る取引の相手方又はその者の関係者に漏らしてはならないものとする。

三 都道府県知事は、一の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。

四 主務大臣は、一の届出又は三の通知を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

五 郵政大臣は、郵便貯金の業務等において収受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがある場合又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に関し第三の三の罪等に当たる

行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定める事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

六 金融監督庁長官は、金融監督庁長官に届け出られ又は通知された事項、この法律に規定する金融監督庁長官の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報及びこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引等に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下「検察官等」という。）による別表若しくは第一の二二に掲げる罪又は第三の一から五までの罪等に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

七 検察官等は、六に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査のため必要があると認めるときは、金融監督庁長官に対し、疑わしい取引等に関する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることができるものとする。

八 金融監督庁長官は、六に規定する外国の機関に対し、その職務の遂行に資すると認める疑わしい取引等に関する情報を提供することができるものとする。

第七 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等

一 外国の刑事事件（麻薬特例法第十六条第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係るものを除く。）に関して、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があったときは、この法律に定める除外事由に該当する場合を除き、その要請に係る共助をすることができるものとする。

二 麻薬特例法第十六条第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係る外国の刑事事件に関して、当該外国から、条約に基づかないで、一の共助の要請があったときは、この法律に定める除外事由に該当する場合を除き、その要請に係る共助をすることができるものとする。

三 逃亡犯罪人引渡法第一条第三項に規定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとしたならば第四の四の罪に当たるものである場合における同法第二条の規定の適用については、同条第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とすること。

第八 その他

没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で滞納処分に関するものは政令で、第三者の参加及び裁判に関する手続、没収保全及び追徴保全に関する手続並びに国際共助手続について必要な事項は最高裁判所規則で定めるものとするほか、所要の規定の整備を行うこと。

第九 附 則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の整備を行うこと。

別 表

- 一 第二の一若しくは二（組織的な殺人等）の罪若しくはこれらの罪の未遂罪、第二の三1（組織的な殺人の予備）若しくは三1に係る四（団体の不正権益に係る殺人の予備）の罪又は第三の三（犯罪収益等隠匿）の罪若しくはその未遂罪
- 二イ 刑法第百八条（現住建造物等放火）、第百九条第一項（非現住建造物等放火）若しくは第百十条第一項（建造物等以外放火）の罪、同法第百十五条の規定により同法第百九条第一項若しくは第百十条第一項の規定の例により処断すべき罪又はこれらの罪（同法第百十条第一項の罪及びその規定の例により処断すべき罪を除く。）の未遂罪
- ロ 刑法第百三十七条（あへん煙吸食器具輸入等）若しくは第百三十九条第二項（あへん煙吸食のための場所提供）の罪又はこれらの罪の未遂罪
- ハ 刑法第百四十八条（通貨偽造及び行使等）若しくは第百四十九条（外国通貨偽造及び行使等）の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第百五十三条（通貨偽造等準備）の罪
- ニ 刑法第百五十五条第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、これらの規定の例により処断すべき罪、同法第百五十七条第一項（公正証書原本不実記載）の罪若しくはその未遂罪、これらの罪（同法第百五十七条第一項の罪の未遂罪を除く。）に係る同法第百五十八条（偽造公文書行使等）の罪、同法第百五十九条第一項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有印私文書変造）の罪若しくはこれらの罪に係る同法第百六十一条（偽造私文書等行使）の罪又は同法第百六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪
- ホ 刑法第百六十二条（有価証券偽造等）又は第百六十三条（偽造有価証券行使等）の罪
- ヘ 刑法第百七十五条（わいせつ物頒布等）の罪
- ト 刑法第百八十六条（常習賭博及び賭博場開張等凶利）の罪
- チ 刑法第百九十七条から第百九十七条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄）の罪
- リ 刑法第百九十九条（殺人）の罪又はその未遂罪
- ヌ 刑法第二百四条（傷害）又は第二百五条（傷害致死）の罪
- ル 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）又は第二百二十一条（逮捕等致死傷）の罪
- ヲ 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪）の罪
- ワ 刑法第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八条から第二百四十一条まで（事後強盗、昏睡強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死）又は第二百四十三条（未遂罪）の罪
- カ 刑法第二百四十六条から第二百五十条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪
- コ 刑法第二百五十三条（業務上横領）の罪
- ク 刑法第二百五十六条第二項（盗品譲受け等）の罪
- ケ 刑法第二百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）の罪又はその規定の例により処断すべき罪

- 三 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条から第六条まで（爆発物の使用、製造等）の罪
- 四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百八十六条から第四百八十八条まで（特別背任、未遂罪）、第四百九十条（不実文書行使）、第四百九十四条第一項（会社荒らし等に関する収賄）又は第四百九十七条第二項（株主の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（株主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪
- 五 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律（明治三十八年法律第六十六号）第一条（偽造等）、第二条（偽造外国流通貨幣等の輸入）、第三条第一項（偽造外国流通貨幣等の行使等）若しくは第四条（偽造等準備）の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 六 印紙犯罪処罰法（明治四十二年法律第三十九号）第一条（偽造等）又は第二条（偽造印紙等の使用等）の罪
- 七 破産法（大正十一年法律第七十一号）第三百七十四条（詐欺破産）の罪、その規定の例により処断すべき罪又は同法第三百七十八条（第三者の詐欺破産）の罪
- 八 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項（加重傷害）若しくは第二項（未遂罪）又は第一条ノ三（常習傷害等）の罪
- 九 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条から第四条まで（常習特殊強窃盗、常習累犯強窃盗、常習強盗致傷等）の罪
- 十 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第七十七条（特別背任）の罪
- 十一 職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第六十三条（暴行等による職業紹介等）の罪
- 十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項（児童淫行）の罪
- 十三 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第八十四条第一項（切手類の偽造等）の罪又はその未遂罪
- 十四 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条（虚偽有価証券届出書等の提出等）、第九十八条第十五号（内部者取引）又は第二百条第十三号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 十五 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十四条の三（使用等）の罪
- 十六 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六十四条（暴行等による職業紹介等）の罪
- 十七 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第三十条（無資格競馬等）又は第三十二条の二後段（加重収賄）の罪
- 十八 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十八条（無資格自転車競走等）又は第二十三条後段（加重収賄）の罪
- 十九 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条又は第七十三条の違反行為に係る同法第七十七条（非弁護士の法律事務の取扱い等）の罪
- 二十 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の六（国際的な平和及び安全の維持を防げることとなる無許可取引等）の罪
- 二十一 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第二十四条（無資格小型自動車競走等）又は第二十八条後段（加重収賄）の罪

- 二十二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第三条に係る同法第二十四条第一号（無登録販売等）又は同法第二十四条の二第一号（興奮等の作用を有する毒物等の販売等）の罪
- 二十三 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二十七条（無資格モーターボート競走等）又は第三十四条後段（加重収賄）の罪
- 二十四 覚せい剤取締法第四十一条の三（覚せい剤の使用、覚せい剤原料の輸入等）、第四十一条の四（管理外覚せい剤の施用等）、第四十一条の七（覚せい剤原料の輸入等の予備）、第四十一条の十（覚せい剤原料の輸入等に係る資金等の提供等）又は第四十一条の十三（覚せい剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋）の罪
- 二十五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項（不法就労助長）、第七十四条（集団密航者を不法入国させる行為等）、第七十四条の二（集団密航者の輸送）、第七十四条の四（集団密航者の収受等）若しくは第七十四条の六（不法入国等援助等）の罪又は同法第七十四条の八第二項（営利目的の不法入国者等の蔵匿等）の罪若しくはその未遂罪
- 二十六 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第二百九十条第一項（詐欺更生）又は第二百九十一条第一項（第三者の詐欺更生）の罪
- 二十七 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条の三（ジアセチルモルヒネ等の施用等）又は第六十六条の二（麻薬の施用等）の罪
- 二十八 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三十一条（銃砲の無許可製造）又は第三十一条の二第一号（銃砲以外の武器の無許可製造）若しくは猟銃の製造に係る同条第四号（猟銃の無許可製造）の罪
- 二十九 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十九条（輸入禁制品の輸入）の罪
- 三十 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五条第一項（高金利）若しくは第二項（業として行う高金利）、同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第一項第一号（元本を保証して行う出資金の受入れ等）又は同法第一条、第二条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項の違反行為に係る同法第八条第一項第二号（元本を保証して行う出資金の受入れ等の脱法行為）の罪
- 三十一 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第三十七条第一項後段（加重収賄）の罪
- 三十二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十九条（不正の手段による補助金等の受交付等）の罪
- 三十三 売春防止法第六条第一項（周旋）、第七条（困惑等による売春）、第八条第一項（対償の收受等）、第十条（売春をさせる契約）、第十一条第二項（業として行う場所の提供）、第十二条（売春をさせる業）又は第十三条（資金等の提供）の罪
- 三十四 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで（けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等）、第三十一条の七から第三十一条の九まで（けん銃実包の輸入、所持、譲渡し等）、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで（猟銃の所持等、けん銃等の輸入の予備、けん銃等の輸入に係る資金等提供）、第三十一条の十五（けん銃等の譲渡しと譲受けの周旋等）、第三十一条の十六第一項第一号（けん銃等及び猟銃以外の銃砲等の所持）、第二号（けん銃部品の所持）若しくは第三号（けん銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）、第三十一条の十七（けん銃等とし

- ての物品の輸入等)、第三十一条の十八第一号(けん銃実包の譲渡しと譲受けの周旋)又は第三十二条第一号(けん銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等)の罪
- 三十五 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第九十六条第一項(特許権等の侵害)の罪
- 三十六 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第七十八条(商標権等の侵害)の罪
- 三十七 薬事法(昭和三十五年法律第四百五号)第八十四条第五号(業として行う医薬品の販売等)の罪
- 三十八 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和三十四年法律第八十六号)第三十二条(特別背任)の罪
- 三十九 著作権法(昭和三十五年法律第四十八号)第一百九条(著作権等の侵害等)の罪
- 四十 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和三十五年法律第六十八号)第一条(航空機の強取等)、第二条(航空機強取等致死)又は第四条(航空機の運航阻害)罪
- 四十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十五年法律第三百七十七号)第十四条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号(無許可産業廃棄物処理業)又は同法第二十六条第二号の二(産業廃棄物の処理の受託)の罪
- 四十二 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和三十九年法律第八十七号)第一条から第五条まで(航空危険、航行中の航空機を墜落させる行為等、業務中の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の持込み、未遂罪)の罪
- 四十三 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和三十九年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪
- 四十四 無限連鎖講の防止に関する法律(昭和三十九年法律第一号)第五条(開設等)の罪
- 四十五 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律(昭和三十七年法律第六十一号)第九条(製造等)の罪
- 四十六 貸金業の規制等に関する法律(昭和三十八年法律第三十二号)第四十七条第二号(無登録営業)の罪
- 四十七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和三十九年法律第八十八号)第五十八条(有害業務目的労働者派遣)又は同法第四条第三項に係る同法第五十九条第一号(適用対象業務以外の業務についての労働者派遣業)の罪
- 四十八 金融先物取引法(昭和三十九年法律第七十七号)第九十四条(仮装取引等)の罪
- 四十九 麻薬特例法第六条第一項(不法収益等隠匿)又は第二項(未遂罪)の罪
- 五十 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九条(不実文書行使)の罪
- 五十一 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条から第四十条まで(化学兵器の使用、製造等)の罪
- 五十二 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条(発散させる行為)又は第六条第一項から第三項まで(製造等)の罪
- 五十三 保険業法(平成七年法律第五号)第三百二十二条(保険管理人等の特別背任)、第三百二十三条(社債権者集会の代表者等の特別背任)又は第三百二十五条(不実文書行使)の罪

五十四 金融機関の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第百九十五条第一項（詐欺更生）又は第百九十六条第一項（第三者の詐欺更生）の罪

五十五 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四百号）第二十条第一項（臓器売買等）の罪

刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱骨子

第一 電気通信の傍受

通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制的処分については、別に法律で定めるところによるものとする。

第二 証人等の保護

- 一 裁判長は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあり、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が明らかにされたならば証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が十分な供述をすることができないと認めるときは、当該事項についての尋問を制限することができるものとし、ただし、検察官のする尋問を制限することにより犯罪の証明に重大な支障を生じるおそれがあるとき、又は被告人若しくは弁護人のする尋問を制限することにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。
- 二 検察官又は弁護人は、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることその他これらの者の安全が害されることがないように配慮することを求めることができるものとする。

第三 附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案要綱骨子

第一 定義

- 一 この法律において「通信」とは、電話その他の電気通信であつて、その全部又は一部が有線（有線以外の方式で電波その他の電磁波を送り、又は受けるための電氣的設備の有線部分を除く。）により行われるものをいうものとする。
- 二 この法律において「傍受」とは、現に行われている他人間の通信について、その内容を知るため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいうものとする。
- 三 この法律において「通信事業者等」とは、電気通信を行うための設備（以下「電気通信設備」という。）を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供する事業を営む者及びそれ以外の者であつて自己の業務のために不特定又は多数の者の通信を媒介することができる電気通信設備を設置している者をいうものとする。

第二 令状による通信の傍受

- 一 検察官又は司法警察員は、次の1から3までのいずれかに該当する場合において、それぞれ1から3までに規定する犯罪（2及び3にあつては、その一連の犯罪をいう。）の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の実行に関連する事項を内容とする通信（以下「犯罪関連通信」という。）が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の発する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号（以下「電話番号等」という。）によって特定された通信の手段（以下「通信手段」という。）であつて、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪関連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く。）又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受をすることができるものとする。
 - 1 別表に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。
 - 2 別表に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、これらの犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。
 - イ 当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと同一又は同種の同表に掲げる罪
 - ロ 当該犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される同表に掲げる罪
 - 3 禁錮以上の刑が定められている罪が別表に掲げる罪の実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。
- 二 別表に掲げる罪であつて、譲渡し、譲受け、貸付け、借受け又は交付の行為を罰するものについては、前項の規定にかかわらず、数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があること

を要しないものとする。

三 一及び二による傍受は、通信事業者等の看守する場所で行う場合を除き、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内においては、これを行うことができないものとし、ただし、住居若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者の承諾がある場合は、この限りでないものとする。

四 傍受令状の請求は、検察官（検事総長の指定する者に限る。八において同じ。）又は司法警察員（国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の警察官、厚生大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁長官が指定する海上保安官に限る。八において同じ。）から地方裁判所の裁判官にこれをしなければならないものとし、ただし、急速を要し、地方裁判所の裁判官に請求することができないときは、簡易裁判所の裁判官にこれを行うことができるものとする。

五 四の請求を受けた裁判官は、その請求を理由があると認めるとき（簡易裁判所の裁判官にあっては、その請求が理由があり、かつ、急速を要し、地方裁判所の裁判官に傍受令状を請求することができないと認めるとき）は、傍受ができる期間として十日以内（簡易裁判所の裁判官にあっては、五日以内）の期間を定めて、傍受令状を発するものとする。

六 裁判官は、傍受令状を発する場合において、傍受の実施（通信の傍受をすること及び通信手段について直ちに傍受をすることができる状態で通信の状況を監視することをいう。以下同じ。）に関し、適当と認める条件を付することができるものとする。

七 傍受令状には、この法律に定める事項（被疑者の氏名、被疑事実の要旨、罪名、罰条、傍受すべき通信、傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間、傍受の実施に関する条件、有効期間及びその期間経過後は傍受の処分に着手することができず傍受令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項）を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならないものとし、ただし、被疑者の氏名については、これが明らかでないときは、その旨を記載すれば足りるものとする。

八 地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、十日以内の期間を定めて、傍受ができる期間を延長することができるものとし、ただし、傍受ができる期間は、通じて三十日を超えることができないものとする。

九 裁判官は、傍受令状の請求があった場合において、当該請求に係る被疑事実の前に発付された傍受令状と同一のものが含まれるときは、同一の通信手段については、更に傍受をすることを必要とする特別の事情があると認めるときに限り、これを発付することができるものとする。

第三 傍受の実施

一 傍受令状は、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者（会社その他の法人又は団体にあっては、その役職員。以下同じ。）又はこれらの者に代わるべき者に示さなければならないものとし、ただし、被疑事実の要旨については、この限りでないものとする。

二 傍受ができる期間が延長されたときも、一と同様とする。

三 通信の傍受については、電気通信設備に傍受のための機器を接続することその他の必要な処分を行うことができるものとし、検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員にその処

- 分をさせることができるものとする。
- 四 検察官又は司法警察員は、通信事業者等に対して、傍受の実施に関し、傍受のための機器の接続その他の必要な協力を求めることができるものとし、この場合においては、通信事業者等は、正当な理由がないのに、これを拒んではならないものとする。
- 五 傍受の実施をするときは、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者又はこれらの者に代わるべき者を立ち合わせなければならないものとし、これらの者を立ち合わせることができないときは、地方公共団体の職員を立ち合わせなければならないものとする。
- 六 立会人を常時立ち合わせることができないやむを得ない事情があるときは、その事情がある間に限り、立会人を立ち合わせることがを要しないものとし、ただし、傍受の実施の開始、中断及び終了並びに傍受をした通信を記録する媒体（以下「記録媒体」という。）の交換の際は、この限りでないものとする。
- 七 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に行われた通信であって、傍受令状に記載された傍受すべき通信（以下単に「傍受すべき通信」という。）に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の傍受をすることができるものとする。
- 八 外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であって、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができるものとし、この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならないものとする。
- 九 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に、傍受令状に被疑事実として記載されている犯罪以外の犯罪であって、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものを実行したこと、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができるものとする。
- 十 医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人又は宗教の職にある者（傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。）との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならないものとする。
- 十一 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に行われた通信について、これが傍受すべき通信若しくは九により傍受をすることができる通信に該当するものであるとき、又は七若しくは八による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断に資すると認めるときは、傍受の実施の場所において、当該通信の相手方の電話番号等の探知をすることができるものとし、この場合においては、別に令状を必要としないものとする。
- 十二 検察官又は司法警察員は、通信事業者等に対して、十一の処分に関し、必要な協力を求めることができるものとし、この場合においては、通信事業者等は、正当な理由がないのに、これを拒んではならないものとする。
- 十三 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の場所以外の場所において十一の探知のための措置を

必要とする場合には、当該措置を執ることができる通信事業者等に対し、十一により行う探知である旨を告知して、当該措置を執ることを要請することができるものとし、この場合においては、通信事業者等は、正当な理由がないのに、これを拒んではならないものとする。

十四 傍受令状の記載するところに従い傍受の実施を中断し又は終了すべき時に現に通信が行われているときは、その通信手段の使用（以下「通話」という。）が終了するまで傍受の実施を継続することができるものとする。

十五 傍受の実施は、傍受の理由又は必要がなくなったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であっても、これを終了しなければならないものとする。

十六 傍受をした通信については、すべて、録音その他通信の性質に応じた適切な方法により記録媒体に記録しなければならないものとし、この場合においては、二十二の手續の用に供するため、同時に、同一の方法により他の記録媒体に記録することができるものとする。

十七 十六前段により記録をした記録媒体については、傍受の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人にその封印を求めなければならないものとし、傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とすること。

十八 十七の記録媒体については、十六後段により記録をした記録媒体がある場合を除き、立会人にその封印を求める前に、二十二の手續の用に供するため、複製を作成することができるものとする。

十九 立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所の裁判官（簡易裁判所の裁判官が傍受令状を発付した場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官）に提出しなければならないものとする。

二十 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、この法律に定める事項（傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時、立会人の氏名及び職業、立会人を立ち会わせなかった場合はその時間及び理由、傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時、傍受をした通信の開始及び終了の年月日時並びに通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項、九の通信に係る犯罪の罪名及び罰条、記録媒体の交換をした年月日時、封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名等その他傍受の実施の状況に関し最高裁判所規則で定める事項）を記載した書面を、十九の裁判官に提出しなければならないものとし、傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とすること。

二十一 検察官又は司法警察員は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、傍受をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録（以下「刑事手続用記録」という。）を作成しなければならないものとし、傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とすること。

二十二 刑事手続用記録は、十六後段により記録をした記録媒体又は十八により作成した複製から、次に掲げる通信以外の通信の記録を消去して作成するものとする。

- 1 傍受すべき通信に該当する通信
- 2 八により傍受をした通信であって、なおその内容を復元するための措置を要するもの
- 3 九により傍受をした通信及び八により傍受をした通信であって九の通信に該当すると認めら

れるに至ったもの

4 1から3までに掲げる通信と同一の通話の機会に行われた通信

二十三 二十二2に掲げる通信の記録については、当該通信が傍受すべき通信及び九の通信に該当しないことが判明したときは、刑事手続用記録から当該通信の記録及び当該通信に係る二十二4に掲げる通信の記録を消去しなければならないものとし、ただし、当該通信と同一の通話の機会に行われた二十二1から3までに掲げる通信があるときは、この限りでないものとする。

二十四 検察官又は司法警察員は、刑事手続用記録を作成した場合において、他に裁判官に提出した記録媒体（以下「傍受の原記録」という。）以外の傍受をした通信の記録をした記録媒体又はその複製その他の当該通信の内容を記録した物があるときは、その記録の全部を消去しなければならないものとし、二十三により刑事手続用記録から記録を消去した場合において、他に当該記録の複製その他の刑事手続用記録の内容を記録した物があるときも、同様とすること。

二十五 検察官又は司法警察員は、傍受をした通信であって、刑事手続用記録に記録されたもの以外のものについては、その内容を他人に知らせ、又は使用してはならないものとする。

第四 事後措置等

一 検察官又は司法警察員は、刑事手続用記録に記録されている通信の当事者に対し、刑事手続用記録を作成した旨及びこの法律に定める事項（当該通信の開始及び終了の年月日時並びに相手方の氏名、傍受令状の発付の年月日、傍受の実施の開始及び終了の年月日、傍受の実施の対象とした通信手段、傍受令状に記載された罪名及び罰条並びに第三の九の通信に係る犯罪の罪名及び罰条）を書面で通知しなければならないものとする。

二 一の通知は、通信の当事者が特定できない場合又はその所在が明らかでない場合を除き、傍受の実施が終了した後三十日以内にこれを発しなければならないものとし、ただし、地方裁判所の裁判官は、捜査が妨げられるおそれがあると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、この通知を発しなければならない期間を延長することができるものとする。

三 検察官又は司法警察員は、傍受の実施が終了した後三十日の期間が経過した後に、通信の当事者が特定された場合又はその所在が明らかになった場合には、当該通信の当事者に対し、速やかに、一の通知を発しなければならないものとする。

四 一の通知を受けた通信の当事者は、刑事手続用記録のうち当該通信に係る部分の聴取、閲覧又は複製作成をすることができる。

五 傍受の原記録を保管する裁判官（以下「原記録保管裁判官」という。）は、刑事手続用記録に記録されている通信の当事者が、刑事手続用記録のうち当該通信に係る部分の聴取、閲覧又は複製作成をした場合において、刑事手続用記録の正確性の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、当該通信の当事者の請求により、傍受の原記録のうち当該通信に相当する部分の聴取、閲覧又は複製作成を許可しなければならないものとする。

六 原記録保管裁判官は、傍受をされた通信の内容の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、刑事手続用記録に記録されている通信以外の通信の当事者の請求により、傍受の原記録のうち当該通信に係る部分の聴取、閲覧又は複製作成を許可しなけれ

ばならないものとする。

七 原記録保管裁判官は、傍受が行われた事件に関し、犯罪事実の存否の証明又は刑事手続用記録の正確性の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、傍受の原記録のうち必要と認める部分の聴取、閲覧又は複製作成を許可することができるものとし、ただし、複製作成については、次に掲げる通信（刑事手続用記録に記録されているものを除く。）に係る部分に限るものとする。

- 一 傍受すべき通信に該当する通信
- 二 犯罪事実の存否の証明に必要な証拠となる通信
- 三 一又は二に掲げる通信と同一の通話の機会に行われた通信

八 十三により記録の消去を命じた裁判がある場合においては、七による複製作成の許可の請求は、当該裁判により消去を命じられた記録に係る通信が新たに七一又は二に掲げる通信であつて、他にこれに代わるべき適当な証明方法がないものであることが判明するに至った場合に限り、傍受の原記録のうち当該通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信に係る部分について、することができるものとし、ただし、当該裁判が十三二に該当するとしてこれらの通信の記録の消去を命じたものであるときは、この請求をすることができないものとする。

九 原記録保管裁判官は、傍受が行われた事件に係る被告事件又は検察官により刑事手続用記録若しくはその複製その他の刑事手続用記録の内容を記録した物の取調べの請求があつた被告事件に関し、被告人の防御又は刑事手続用記録の正確性の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、被告人又はその弁護人の請求により、傍受の原記録のうち必要と認める部分の聴取、閲覧又は複製作成を許可することができるものとし、ただし、被告人が当事者でない通信に係る部分の複製作成については、当該通信の当事者のいずれかの同意がある場合に限るものとする。

十 傍受の原記録については、五から九までの規定による場合のほか、その聴取、閲覧又は複製作成をさせてはならないものとし、ただし、裁判所又は裁判官が、刑事訴訟法の定めるところにより、傍受が行われた事件に係る被告事件、検察官により刑事手続用記録若しくはその複製その他の刑事手続用記録の内容を記録した物の取調べの請求があつた被告事件又は傍受に関する刑事の事件の審理又は裁判のために必要があると認めて、傍受の原記録のうち必要と認める部分を取り調べる場合においては、この限りでないものとする。

十一 裁判官がした通信の傍受に関する裁判に不服がある者は、その裁判官が所属する裁判所（簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）に、その裁判の取消し又は変更を請求することができるものとする。

十二 検察官又は検察事務官がした通信の傍受に関する処分に不服がある者はその検察官又は検察事務官の所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に、司法警察職員がした通信の傍受に関する処分に不服がある者はその職務執行地を管轄する地方裁判所に、その処分の取消し若しくは変更又は傍受の実施の終了を請求することができるものとする。

十三 裁判所は、傍受の処分を取り消す場合において、次の一から三までのいずれかに該当すると認めるときは、検察官又は司法警察員に対し、その保管する刑事手続用記録及びその複製その他

の刑事手続用記録の内容を記録した物のうち当該傍受の処分に係る通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信の記録の消去を命じなければならないものとし、ただし、3に該当すると認める場合において、当該記録の消去を命ずることが相当でないとき、この限りでないものとする。

1 当該傍受に係る通信が、第三の二十二1から3までに掲げる通信のいずれにも当たらないとき。

2 当該傍受において、通信の当事者の利益を保護するための手続に重大な違法があるとき。

3 1又は2に該当する場合を除き、当該傍受の手続に違法があるとき。

十四 十一及び十二による不服申立てに関する手続については、この法律に定めるもののほか、刑事訴訟法第四百二十九条第一項及び第四百三十条第一項の請求に係る手続の例によるものとする。

十五 傍受の原記録は、第三の十九による提出の日から五年を経過する日又は傍受が行われた事件に係る被告事件、刑事手続用記録若しくはその複製その他の刑事手続用記録の内容を記録した物が証拠として取り調べられた被告事件若しくは傍受に関する刑事の事件の終結の日から六月を経過する日のうち最も遅い日まで保管するものとし、原記録保管裁判官は、必要があると認めるときは、その保管の期間を延長することができるものとする。

十六 検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護士その他通信の傍受に関与し、又はその状況若しくは傍受をした通信の内容を職務上知り得た者は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならないものとする。

十七 通信の傍受に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事訴訟法によるものとする。

第五 その他

一 政府は、毎年、この法律に定める事項（傍受令状の請求及び発付件数、その請求及び発付に係る罪名、傍受の対象とした通信手段の種類、傍受の実施をした期間、傍受の実施をしている間における通話の回数、このうち第三の二十二1又は3に掲げる通信が行われたものの数並びに傍受が行われた事件に係る逮捕人員数）を国会に報告するとともに、公表するものとし、ただし、罪名については、捜査に支障を生じるおそれがあるときは、その支障がなくなった後においてこれらの措置をとるものとする。

二 公務員による通信の秘密の侵害罪についての付審判請求

捜査又は調査の権限を有する公務員がその捜査又は調査の職務を行うに当たり犯した電気通信事業法第百四条第一項及び有線電気通信法第十四条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪を刑事訴訟法第二百六十二条第一項の付審判請求の対象とすること。

三 この法律に定めるもののほか、傍受令状の発付、傍受ができる期間の延長、傍受記録の封印及び提出、傍受の原記録の保管その他の取扱い、傍受の実施の状況を記載した書面の提出及び保管、通信の当事者に対する通知を発しなければならない期間の延長並びに不服申立てに関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。

四 其他所要の規定の整備を行うこと。

第六 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 二 第五の二は、この法律の施行後に公訴を提起しない処分をした事件について、適用するものとする。

別表

- 一イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条第一項第一号若しくは第二号前段（内乱）の罪又はこれらの罪の未遂罪
- ロ 刑法第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）又は第八十七条（未遂罪）の罪
- ハ 刑法第八十条（現住建造物等放火）の罪、その規定の例により処断すべき罪又はこれらの罪の未遂罪
- ニ 刑法第二百二十六条（汽車転覆等及び同致死）の罪若しくは同条第一項若しくは第二項の罪の未遂罪又は同法第二百二十七条（往来危険による汽車転覆等）の罪
- ホ 刑法第四百六条後段（水道毒物等混入及び同致死）の罪
- ヘ 刑法第四十八条（通貨偽造及び行使等）の罪又はその未遂罪
- ト 刑法第九十九条（殺人）の罪又はその未遂罪
- チ 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）又は第二百二十一条（逮捕等致死傷）の罪
- リ 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪）の罪
- ヌ 刑法第二百四十条（強盗致死傷）若しくは第二百四十一条（強盗強姦及び同致死）の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物の使用）又は第二条（使用の未遂）の罪
- 三 盗犯等の防止及び処分に關する法律（昭和五年法律第九号）第四条（常習強盗致傷等）の罪
- 四 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十四条（栽培、輸入等）又は第二十四条の二（所持、譲渡し等）の罪
- 五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四百条第二項後段の罪（一般乗合旅客自動車運送事業用自動車転覆等致死）又はその規定の例により処断すべき罪
- 六 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条（輸入等）若しくは第四十一条の二（所持、譲渡し等）の罪、同法第四十一条の三第一項第三号（覚せい剤原料の輸入等）若しくは第四号（覚せい剤原料の製造）の罪若しくはこれらの罪に係る同条第二項（営利目的の覚せい剤原料の輸入等）の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第四十一条の四第一項第三号（覚せい剤原料の所持）若しくは第四号（覚せい剤原料の譲渡し等）の罪若しくはこれらの罪に係る同条第二項（営利目的の覚せい剤原料の所持、譲渡し等）の罪若しくはこれらの罪の未遂罪
- 七 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十四条（集団密航者を不法入国させる行為等）、第七十四条の二（集団密航者の輸送）又は第七十四条の四（集団密航者の收受等）の罪
- 八 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条（ジアセチルモルヒネ等の輸入等）、第六十四条の二（ジアセチルモルヒネ等の譲渡し、所持等）、第六十五条（ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等）、第六十六条（ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の譲渡し、所持等）、第六十六条の三（向精神薬の輸入等）又は第六十六条の四（向精神薬の譲渡し等）の罪

- 九 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三十一条（銃砲の無許可製造）又は第三十一条の二第一号（銃砲以外の武器の無許可製造）の罪
- 十 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第五十一条（けしの栽培、あへんの輸入等）又は第五十二条（あへん等の譲渡し、所持等）の罪
- 十一 高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十七条第二項後段（高速自動車国道損壊等による自動車転覆等致死）の罪
- 十二 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで（けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等）、第三十一条の七から第三十一条の九まで（けん銃実包の輸入、所持、譲渡し等）、第三十一条の十一第一項第二号（けん銃部品の輸入）若しくは第二項（未遂罪）又は第三十一条の十六第一項第二号（けん銃部品の所持）若しくは第三号（けん銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）の罪
- 十三 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条（航空機の強取等）又は第二条（航空機強取等致死）の罪
- 十四 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）第二条（航行中の航空機を墜落させる行為等）の罪若しくは同条第一項の罪の未遂罪又は同法第三条第二項（業務中の航空機の破壊等致死）の罪
- 十五 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第一条から第四条まで（人質による強要等、加重人質強要、人質殺害）の罪
- 十六 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第百三号）第九条第二項（流通食品への毒物混入等致死傷）の罪
- 十七 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第五条（業として行う不法輸入等）の罪
- 十八 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八条（化学兵器の使用）の罪
- 十九 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第五条第一項（発散させる行為）又は第二項（未遂罪）の罪
- 二十 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の罪（同法律案要綱骨子第二の一三、四若しくは六に掲げる罪に係る一（組織的な殺人等）の罪又はこれらの罪（一四に掲げる罪に係るものを除く。）の未遂罪）

5
5
5

)

)

4
4
4